

忠岡町
公共施設等総合管理計画

令和6年3月

目次

I. はじめに	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の対象範囲	1
3 計画の位置づけ.....	2
4 計画期間	2
II. 忠岡町の現状と将来の見通し	3
1 人口の推移と見通し	3
(1) 人口総数の推移と見通し.....	3
(2) 年齢3区分別人口構成割合の推移と見通し.....	4
(3) 小学校区別人口総数の推移.....	5
2 財政の現状.....	6
(1) 歳入の現状	6
(2) 歳出の現状	7
(3) 財政構造の現状.....	8
(4) 有形固定資産減価償却率の推移.....	9
3 公共建築物の現状.....	10
(1) 公共建築物一覧.....	10
(2) 住民1人当たりの公共建築物延床面積と府下他自治体との比較.....	11
(3) 公共建築物築年度別整備状況.....	12
(4) 公共建築物耐震化実施状況	13
(5) 公共建築物利用状況	14
4 インフラ資産の現状	15
(1) 道路の整備状況.....	15
(2) 橋りょうの整備状況.....	15
(3) 下水道の整備状況.....	16
5 将来の更新費用等の見通し	17
(1) 公共建築物の将来の更新費用等の見通し.....	17
(2) インフラ資産の将来の更新費用等の見通し	19
(3) 公共施設等全体の将来の更新費用等の見通し	23
(4) 充当可能な地方債・基金等の財源の見込み	23

III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 24

1 公共施設等における課題.....	24
(1) 公共施設等へのニーズの変化.....	24
(2) 厳しさを増す財政的制約.....	24
(3) 公共施設等の全体的な老朽化.....	24
(4) 公共施設等の更新時期の集中.....	25
2 公共施設等の今後の取り組み目標.....	26
(1) 基本方針.....	26
(2) 数値目標.....	28
3 公共施設等の管理に関する実施方針.....	30
(1) 点検・診断等の実施方針.....	30
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	30
(3) 安全確保の実施方針.....	30
(4) 耐震化及び長寿命化の実施方針.....	31
(5) 統合や廃止の推進方針.....	31
(6) ユニバーサルデザイン化の実施方針.....	31
(7) 脱炭素化の推進方針.....	31
(8) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用.....	32
(9) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針.....	32
(10) 広域連携.....	32
(11) 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携.....	33
4 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	34
(1) 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方.....	34
(2) フォローアップの実施方針.....	34

IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 35

1 公共建築物.....	35
(1) 市民文化系施設.....	35
(2) 社会教育系施設.....	37
(3) スポーツ・レクリエーション系施設.....	38
(4) 学校教育系施設.....	39
(5) 子育て支援施設.....	40
(6) 保健・福祉施設.....	41
(7) 行政系施設.....	42
(8) 公営住宅.....	43

(9) 公園.....	44
(10) 供給処理施設.....	45
(11) その他.....	46
2 インフラ資産.....	47
(1) 下水道施設.....	47
(2) 道路.....	48
(3) 橋りょう.....	48

I. はじめに

1 計画策定の背景と目的

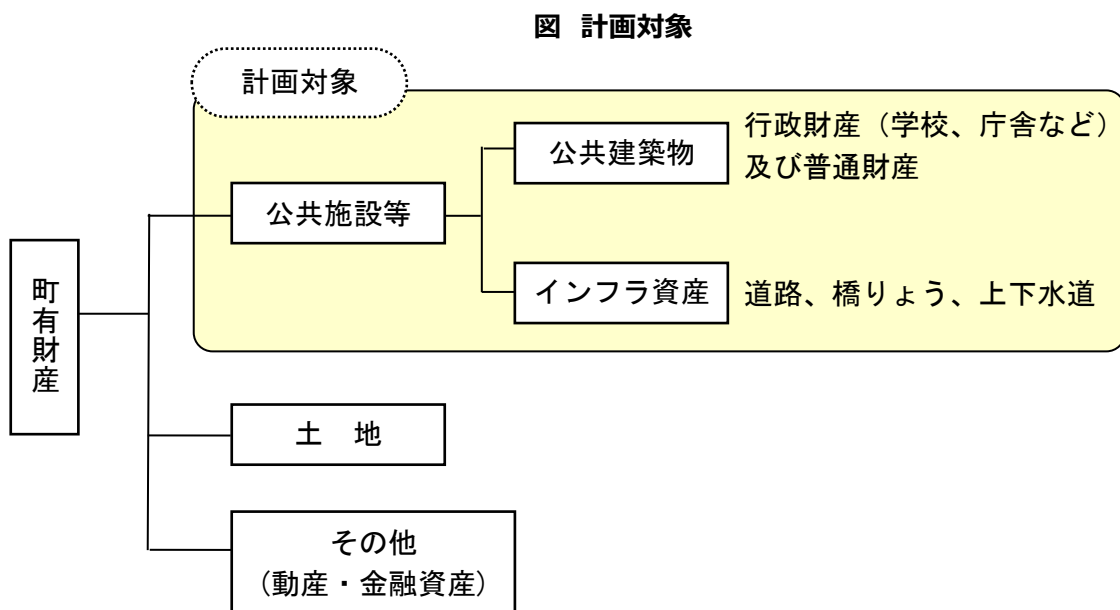
本町では、厳しい財政状況が続く中、町所有の公共施設等は老朽化が進んでいるため、維持補修費の集中的増大に直面することが予想されます。加えて、人口減少、少子高齢化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれます。

一方、国においては、平成25（2013）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、また、平成26（2014）年4月に総務省から、各地方公共団体においてもこうした国の動きと歩調をあわせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組むよう要請があり、本町が所有する公共施設等に係る現状と課題を整理し、長期的視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化し、時代に即したまちづくりを行うため、「忠岡町公共施設等総合管理計画」を平成29(2017)年3月に策定しました。

今回、公共施設に係る基本情報を更新するとともに、総務省より令和3（2021）年1月に通知のあった「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」や令和4（2022）年4月1日付けで改訂された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂等について」等、国の指針を踏まえた改訂を行うものです。

2 計画の対象範囲

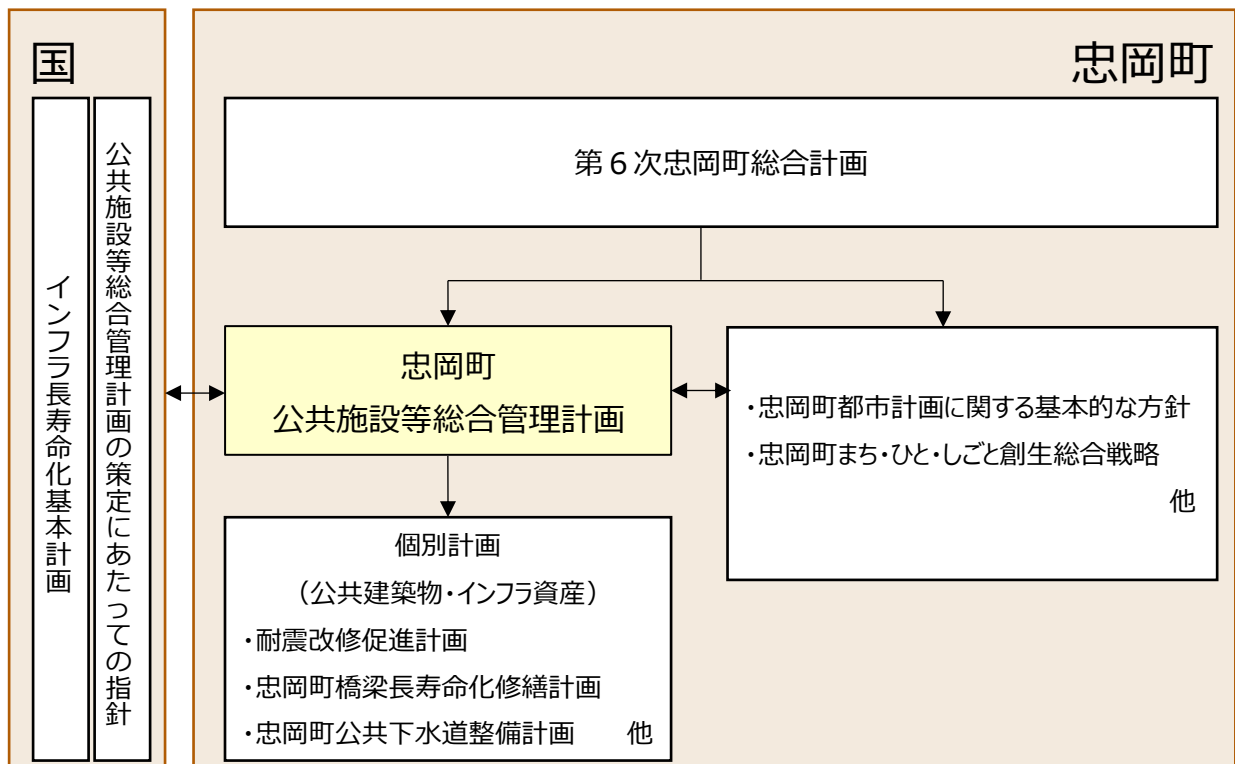
本町の保有する財産のうち、全ての公共施設等を対象とします。



3 計画の位置づけ

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月策定）及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月策定）を踏まえ策定し、同指針の改訂（令和4年4月）及び「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しにあたっての留意事項について」（令和3年1月通知）を踏まえ改訂するものです。本計画の改訂にあたっては、本町の最上位計画である「第6次忠岡町総合計画」及び同計画の関連計画と整合を図り、公共建築物に関する個別の計画等やインフラ資産に関する長寿命化計画等を本計画の下位の個別計画と位置づけることとします。

図 計画の位置づけ



4 計画期間

公共施設の管理運営においては、中長期的な視点が不可欠であるため、本計画の対象期間は令和6年度～令和35年度の30年間とします。ただし、本町を取り巻く社会情勢や財政状況、取組みの進捗状況等を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

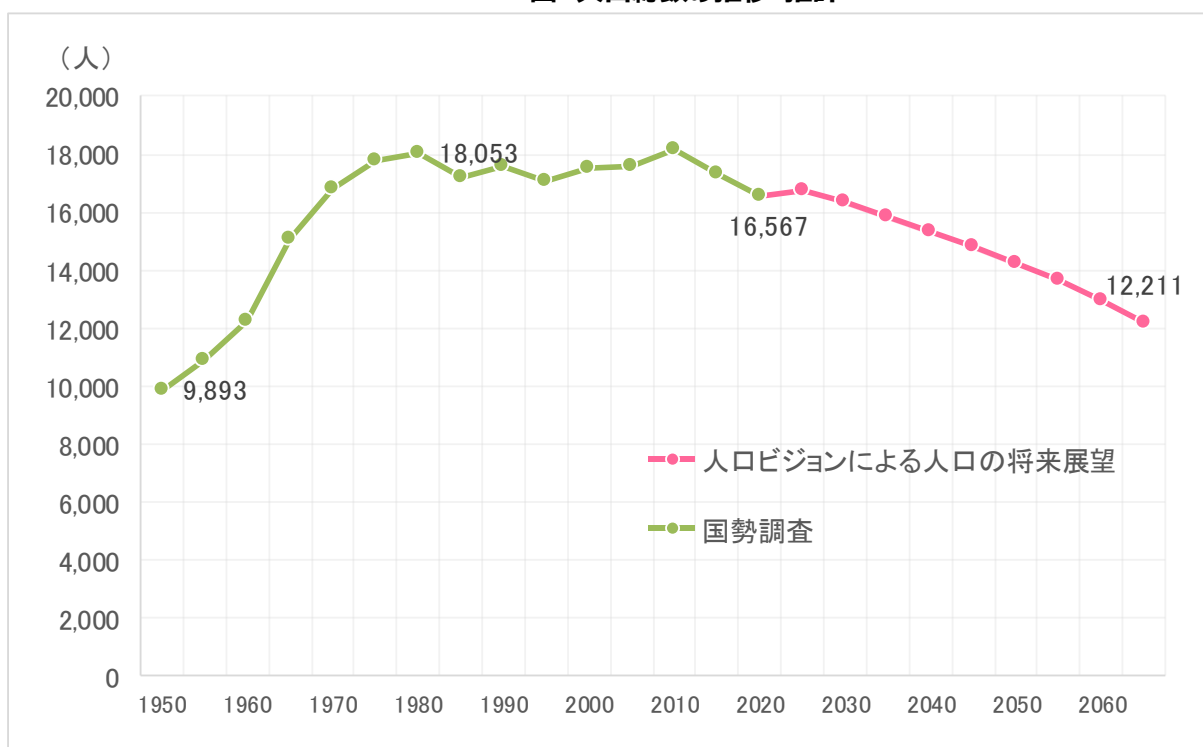
II. 忠岡町の現状と将来の見通し

1 人口の推移と見通し

(1) 人口総数の推移と見通し

本町の人口は、戦後急激に増加し、昭和55（1980）年に一旦ピークを迎え、18,053人となりました。その後、微増微減を繰り返しながらほぼ横ばいの状況となり、令和2（2020）年は16,567人となっています。今後は、人口の緩やかな減少が見込まれており、令和47（2065）年には12,211人になる見通しです。

図 人口総数の推移・推計



(単位：人)

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
総数	9,893	10,874	12,218	15,077	16,795	17,754	18,053	17,223	17,566	17,098	17,509	17,586
	59.7%	65.6%	73.7%	91.0%	101.4%	107.2%	109.0%	104.0%	106.0%	103.2%	105.7%	106.2%

	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
総数	18,149	17,298	16,567	16,751	16,336	15,875	15,359	14,816	14,265	13,641	12,952	12,211
	109.5%	104.4%	100.0%	101.1%	98.6%	95.8%	92.7%	89.4%	86.1%	82.3%	78.2%	73.7%

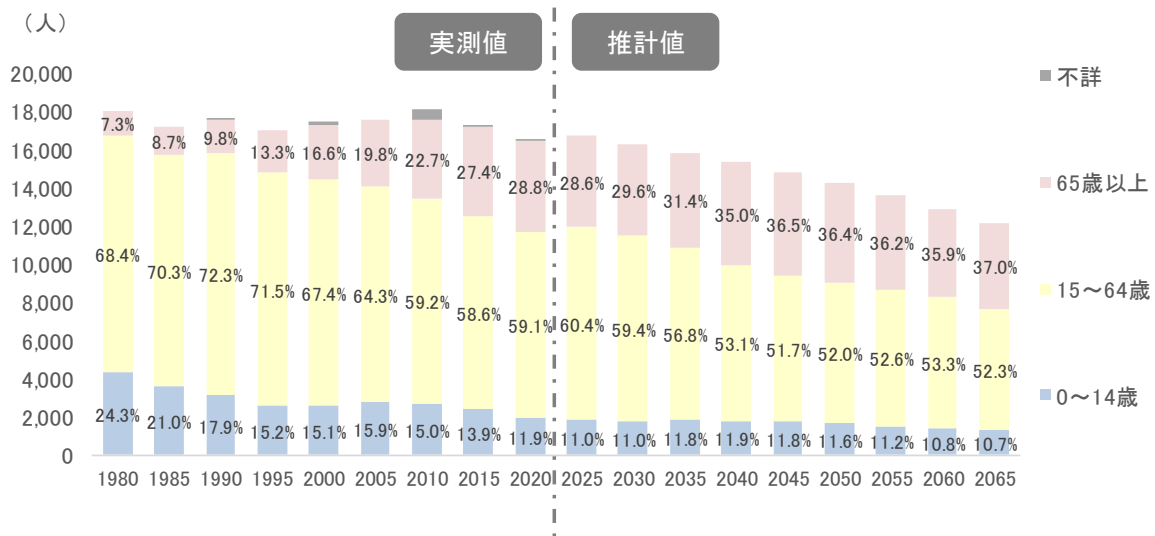
出典) 総務省統計局「国勢調査結果(昭和25年～令和2年)」
忠岡町人口ビジョン(シナリオⅡ) ※令和2年は国勢調査結果による実測値を掲載

(2) 年齢3区分別人口構成割合の推移と見通し

年少人口（0～14歳）の割合は、昭和55（1980）年から令和2（2020）年の間に、24.3%から11.9%に減少しました。今後もさらなる減少が進み、令和47（2065）年には10.7%となる見通しです。

生産年齢人口（15～64歳）の割合は、昭和55（1980）年から令和2（2020）年の間に、68.4%から59.1%に減少しました。今後もさらなる減少が進み、令和47（2065）年には52.3%となる見通しです。老年人口（65歳以上）は、昭和55（1980）年から令和2（2020）年の間に、7.3%から28.8%に激増しました。今後も高齢化は進み、令和47（2065）年には37.0%となる見通しです。

図 年齢3区分別人口の割合の推移・推計



(単位:人)

実測値	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020
0～14歳	4,395	3,616	3,139	2,594	2,642	2,788	2,727	2,396	1,968
15～64歳	12,343	12,114	12,704	12,224	11,806	11,309	10,748	10,145	9,791
65歳以上	1,315	1,493	1,720	2,280	2,901	3,489	4,112	4,737	4,778
不詳	-	-	3	-	160	-	562	20	30
総数	18,053	17,223	17,566	17,098	17,509	17,586	18,149	17,298	16,567

推計値	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060	2065
0～14歳	1,842	1,806	1,868	1,832	1,754	1,651	1,524	1,399	1,306
15～64歳	10,111	9,698	9,023	8,156	7,661	7,420	7,175	6,899	6,384
65歳以上	4,798	4,832	4,984	5,371	5,401	5,195	4,941	4,654	4,521
総数	16,751	16,336	15,875	15,359	14,816	14,265	13,641	12,952	12,211

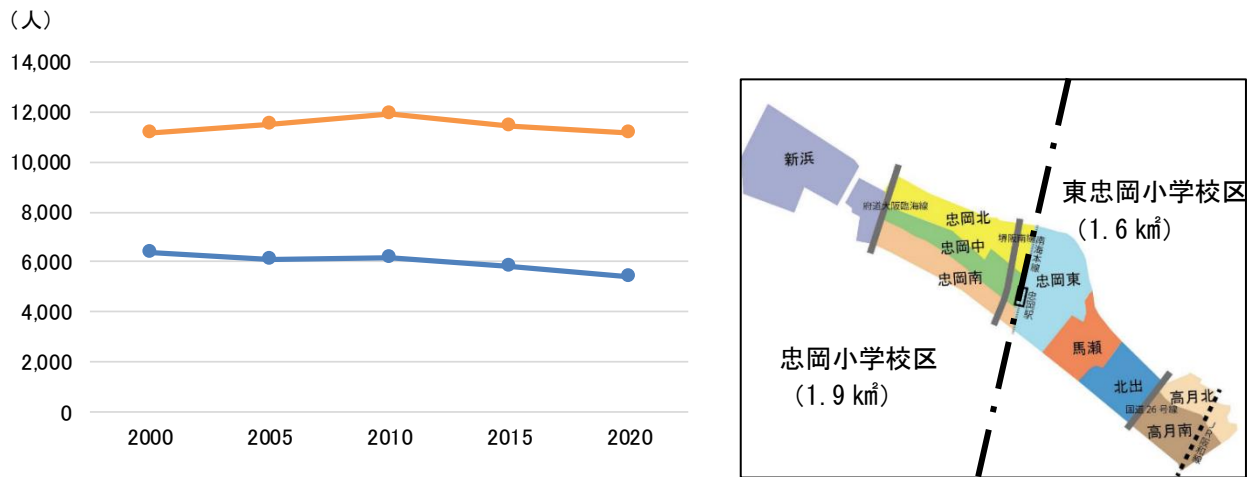
出典) 総務省統計局「国勢調査結果(昭和55年～令和2年)」

忠岡町人口ビジョン(シナリオⅡ) ※令和2年は国勢調査結果による実測値を掲載

(3) 小学校区別人口総数の推移

本町には小学校が2つあり、令和2（2020）年の東忠岡小学校区の人口総数は11,164人と、忠岡小学校区の5,403人の2倍となっています。どちらの小学校区とも、人口は微増微減しながらほぼ横ばいの状況となっています。

図 小学校区別人口総数推移



(単位:人)

	2000	2005	2010	2015	2020
東忠岡小学校区	11,145	11,488	11,950	11,474	11,164
忠岡小学校区	6,364	6,098	6,199	5,824	5,403

出典) 総務省統計局「国勢調査結果(小地域)(平成12年～令和2年)」および国勢調査(小地域)境界データより算出

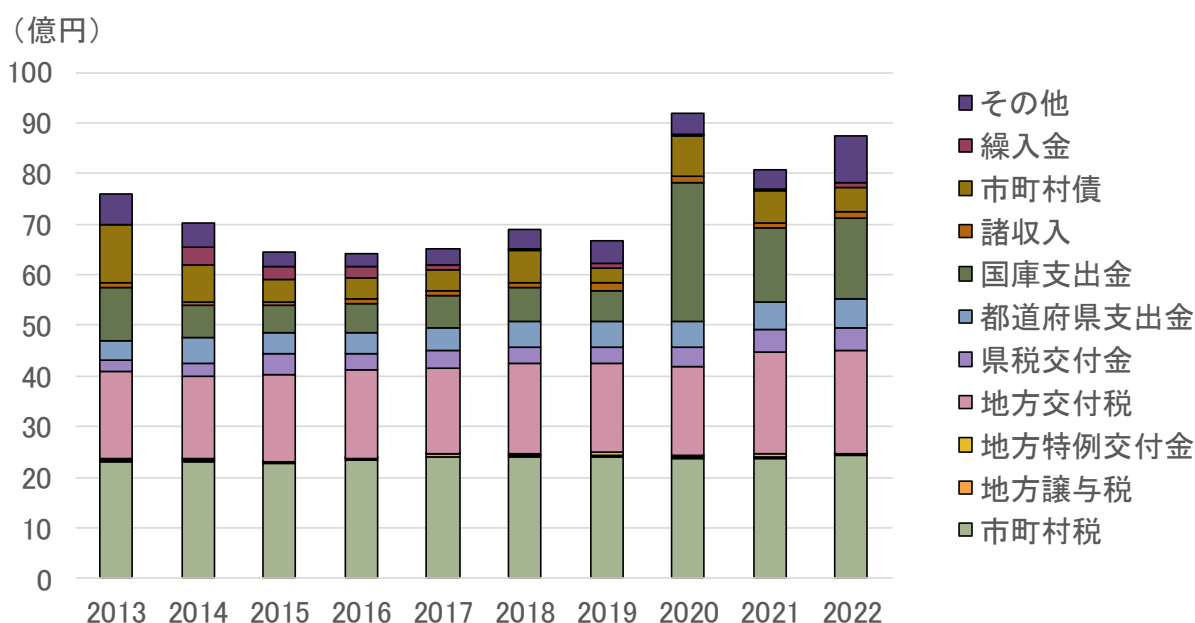
2 財政の現状

(1) 歳入の現状

平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の過去10年間の本町の歳入は、平均約74億円で推移しており、令和4（2022）年度の歳入は約87億円となっています。

主な自主財源である市町村税収入は、23億～24億円で推移しており、横ばい傾向となっています。人口推計では、今後も生産年齢人口が減少することが予測されており、市町村税収入を増加させることは困難であると見込まれます。

図 歳入の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
市町村税	23.10	23.12	22.63	23.39	24.16	24.04	24.11	23.63	23.81	24.28
地方譲与税	0.33	0.32	0.33	0.33	0.33	0.33	0.34	0.34	0.34	0.32
地方特例交付金	0.18	0.15	0.13	0.12	0.14	0.15	0.45	0.20	0.41	0.19
地方交付税	17.36	16.49	17.28	17.22	16.94	17.93	17.47	17.54	20.04	20.17
県税交付金	2.17	2.50	3.97	3.35	3.49	3.36	3.16	3.96	4.53	4.61
都道府県支出金	3.89	5.08	4.28	4.27	4.57	5.01	5.22	5.18	5.61	5.57
国庫支出金	10.57	6.35	5.20	5.76	6.31	6.61	6.21	27.40	14.51	16.15
諸収入	0.93	0.64	0.81	0.96	0.81	1.00	1.45	1.12	1.06	1.32
市町村債	11.40	7.44	4.58	3.97	4.27	6.38	2.91	8.16	6.26	4.65
繰入金	0.13	3.34	2.39	2.22	0.91	0.24	1.00	0.15	0.32	1.04
その他	5.92	4.70	3.00	2.50	3.29	3.95	4.34	4.31	3.74	9.11
歳入合計	75.98	70.13	64.60	64.09	65.22	69.00	66.66	91.99	80.63	87.41

出典) 総務省「市町村決算カード(平成25年度～令和3年度)」

忠岡町財政課決算資料(令和4年度)

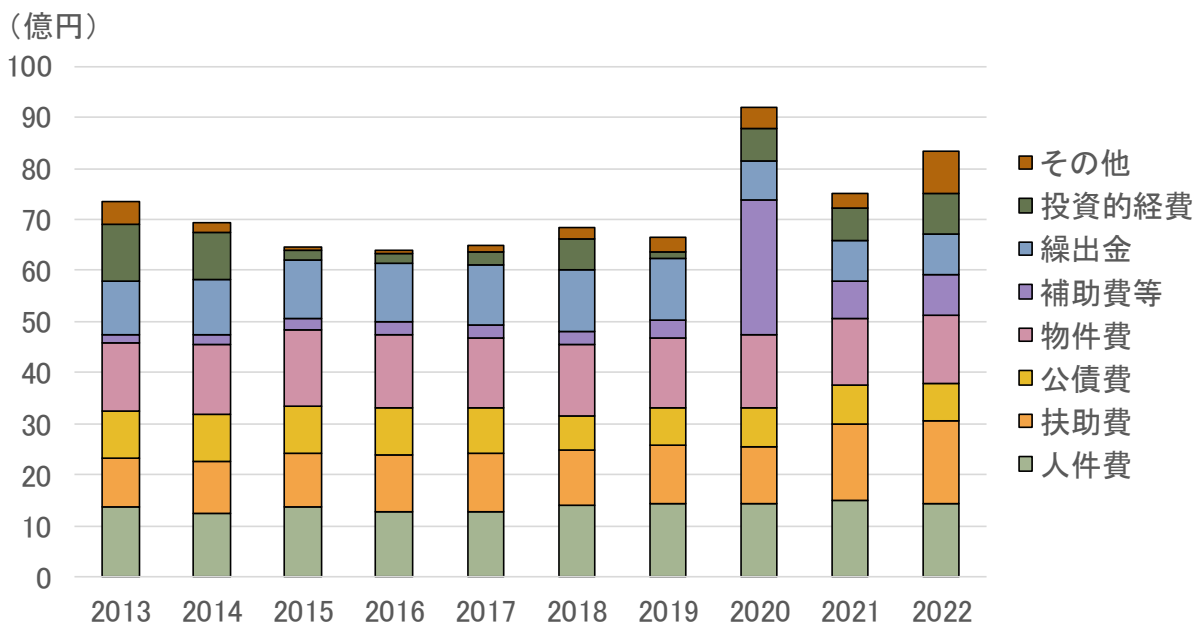
(2) 歳出の現状

平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の過去10年間の本町の歳出は、平均約72億円で推移しており、令和4（2022）年度の歳出は約83億円となっています。

扶助費はこの10年間で約1.7倍に増加しており、大幅な増額となっています。主な要因の一つである老年人口の増加は、人口推計によると今後も増加することが予測されるため、今後も歳出における扶助費の割合は増大することが見込まれます。

投資的経費をみると、平成25（2013）年度が約11億円、平成26（2014）年度が約9億円、令和2（2020）年度～令和4（2022）年度が約6～8億円と突出して高くなっています。この主な要因は、令和2（2020）年度にクリーンセンター各機器更新等工事（1期目）を実施したこと、また、令和3（2021）年度に前述工事（2期目）や東忠岡地区認定こども園整備工事（令和3（2021）～令和5（2023）年度）を実施したことによるものです。

図 歳出の推移



	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
人件費	13.75	12.40	13.86	12.78	12.77	13.90	14.27	14.28	15.09	14.47
扶助費	9.39	10.19	10.40	11.08	11.53	10.82	11.53	11.31	14.80	16.04
公債費	9.33	9.38	9.15	9.36	8.69	6.81	7.24	7.55	7.58	7.48
物件費	13.28	13.62	14.90	14.11	13.90	13.93	13.80	14.19	13.04	13.36
補助費等	1.75	1.94	2.34	2.70	2.42	2.72	3.35	26.46	7.42	7.68
繰出金	10.30	10.65	11.51	11.47	11.77	12.04	12.27	7.66	7.86	8.18
投資的経費	11.35	9.26	1.80	1.94	2.55	6.11	1.22	6.23	6.51	7.80
その他	4.35	1.93	0.59	0.56	1.41	1.92	2.73	4.14	2.67	8.18
歳出合計	73.50	69.37	64.55	64.00	65.04	68.25	66.41	91.82	74.97	83.19

出典) 総務省「市町村決算カード(平成25年度～令和3年度)」
忠岡町財政課決算資料(令和4年度)

(3) 財政構造の現状

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の過去10年間、歳出全体の35%以上の水準で推移しており、令和4年度決算では約45.7%を占めています。また、経常収支比率はこの10年間、概ね100%以上という非常に高い水準で推移しており、財政構造の弾力性は非常に低くなっていると言えます。

図 義務的経費の構成比の推移

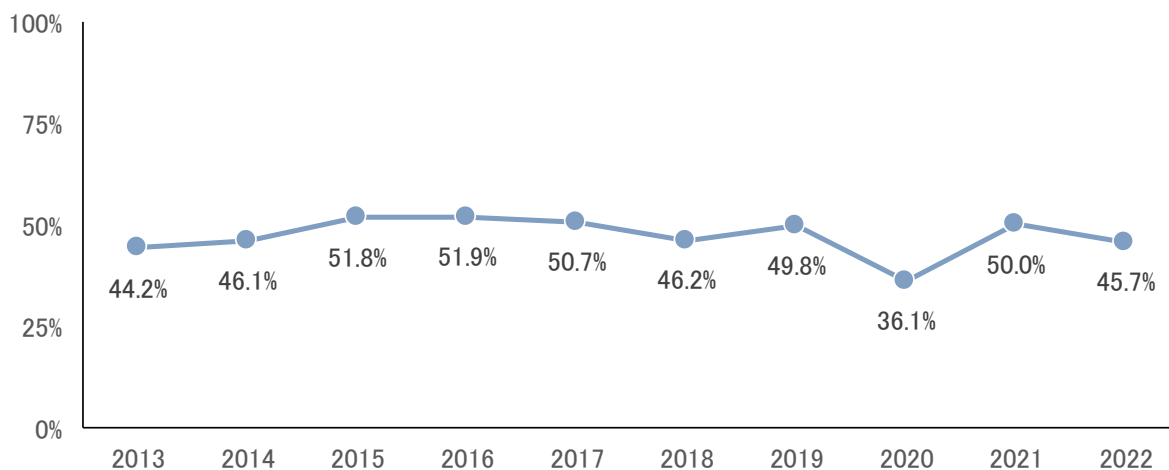
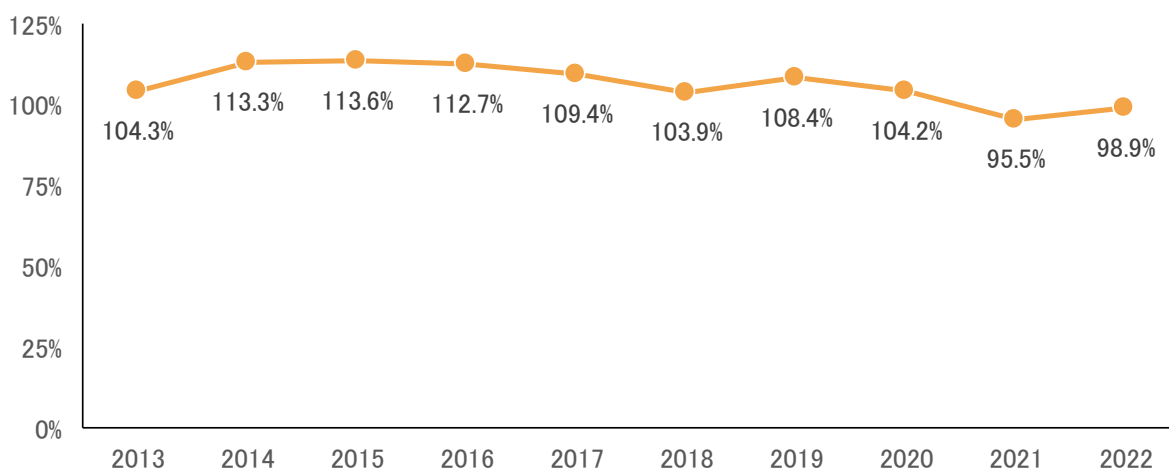


図 経常収支比率の推移



出典) 総務省「市町村決算カード（平成25年度～令和3年度）」
忠岡町財政課決算資料（令和4年度）

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合で、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを把握する指標です。この数値が高いほど、一般的に老朽化が進んでいる状況と言えます。

平成29年度（2017年度）からの推移を見ると、本町の有形固定資産減価償却率は上昇傾向であり、老朽化が進行していることから、今後も計画的に公共施設の老朽化対策等に取り組んでいく必要があります。

2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
68.5%	69.4%	70.9%	71.4%	72.4%

3 公共建築物の現状

(1) 公共建築物一覧

本町が保有している公共建築物一覧は以下の通りとなっています。

表 公共建築物一覧

大分類	中分類	施設名	複合施設区分
市民文化系施設	集会施設	ふれあいホール	複合
		北区集会所	単独
		高月北集会所	単独
		青空集会所	単独
		馬瀬集会所	併設
		北出2丁目集会所	単独
		東区会館	単独
		南区集会所	単独
		西区集会所	併設
		高月コミュニティ・センター	単独
	文化施設	文化会館	複合
社会教育系施設	図書館	図書館	複合
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	スポーツセンター	複合
		町民第2運動場	併設
		新浜テニスコートクラブハウス	単独
学校教育系施設	学校	忠岡小学校	併設
		東忠岡小学校	併設
		忠岡中学校	併設
		適応指導教室	単独
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	東忠岡こども園	単独
		地域子育て支援センターひだまり	単独
		児童館	複合
		東忠岡小学校留守家庭児童学級	単独
保健・福祉施設	保健施設	保健センター	複合
	高齢福祉施設	総合福祉センター	併設
		東忠岡老人いこいの家	併設
行政系施設	庁舎等	シビックセンター(庁舎)	複合
	消防施設	消防本部	単独
公営住宅	公営住宅	西団地	単独
		東団地	併設
		磯上団地	単独
		町営普通住宅	単独
公園	公園	緑水園	単独
供給処理施設	供給処理施設	クリーンセンター	併設
その他	その他	忠岡斎場	併設
		浜霊園	単独
		忠岡駅前公衆トイレ	単独
		高月地区公衆トイレ	単独
		町民いこいの広場公衆トイレ	単独
		旧教員住宅/医師住宅	単独
		旧ポンプ場	単独

ここでは、単一の建物内に単一の施設のみが存在する場合は「単独」、同一の建物内に複数の施設が同居している場合を「複合」、同一の敷地に複数の施設が複数の建物に分かれて存在する場合を「併設」としています。なお、複合かつ併設であるものは複合としています。

(2) 住民1人当たりの公共建築物延床面積と府下他自治体との比較

本町における住民1人当たりの公共建築物延床面積は2.98㎡/人となっており、府下43市町村の中では10番目に大きくなっています。人口密度が同規模（2,000～7,000人/㎢）の21市町の中で比較すると、住民1人当たりの公共建築物延床面積は前回の計画時点よりもやや減少していますが、本町が2番目に大きくなっています。町村は人口が少ない傾向にあるものの、規模の大きい市と同じように、標準的な住民サービスを提供するにあたって必要な公共施設を有していることから、全体で見ると町村が上位を占める傾向にあります。

図 住民1人当たりの公共建築物延床面積

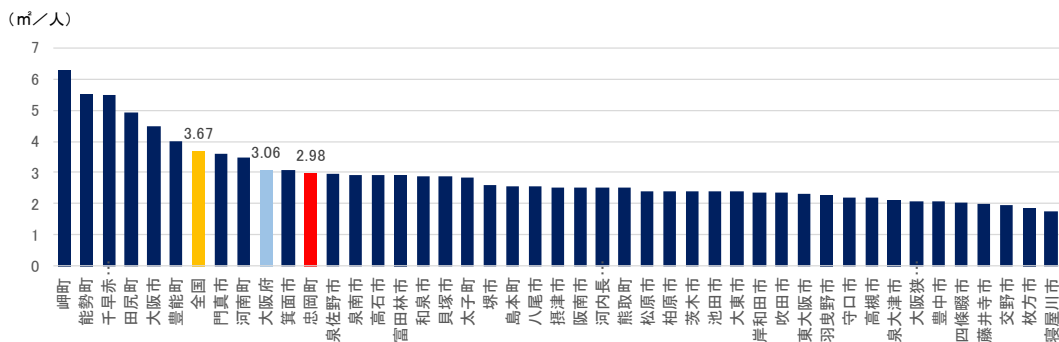
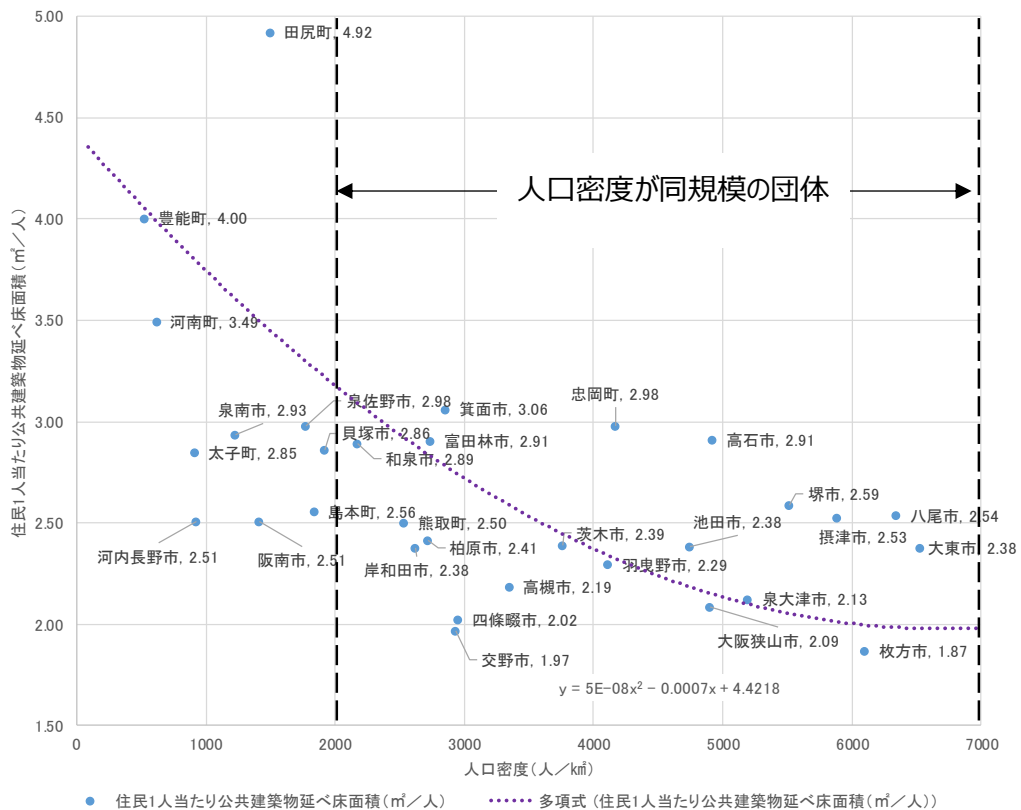


図 住民1人当たりの公共建築物延床面積

(人口密度7,000人/㎢以下、住民1人当たり公共建築物床面積5㎡/人以下の31市町)



出典) 総務省「公共施設状況調経年比較表(令和3年度)」、総務省統計局「国勢調査結果(令和2年)」、国土地理院「令和5年全国都道府県市区町村別面積調」より算出

(3) 公共建築物築年度別整備状況

公共建築物の整備状況を築年度別にみると、シビックセンターの建築年である平成9(1997)年以外では、昭和46(1971)年ごろから昭和60(1985)年ごろに集中しています。昭和49(1974)年以前に建てられた築50年以上の建築物は16.9%、昭和56(1981)年以前に着工された旧耐震基準の建築物は40.1%となっています。

施設分類ごとに保有延床面積割合をみると、学校教育施設が最も高く、44.0%となっています。ついで、行政系施設13.7%、市民文化系施設13.3%となっています。

図 公共建築物の築年度別整備延床面積

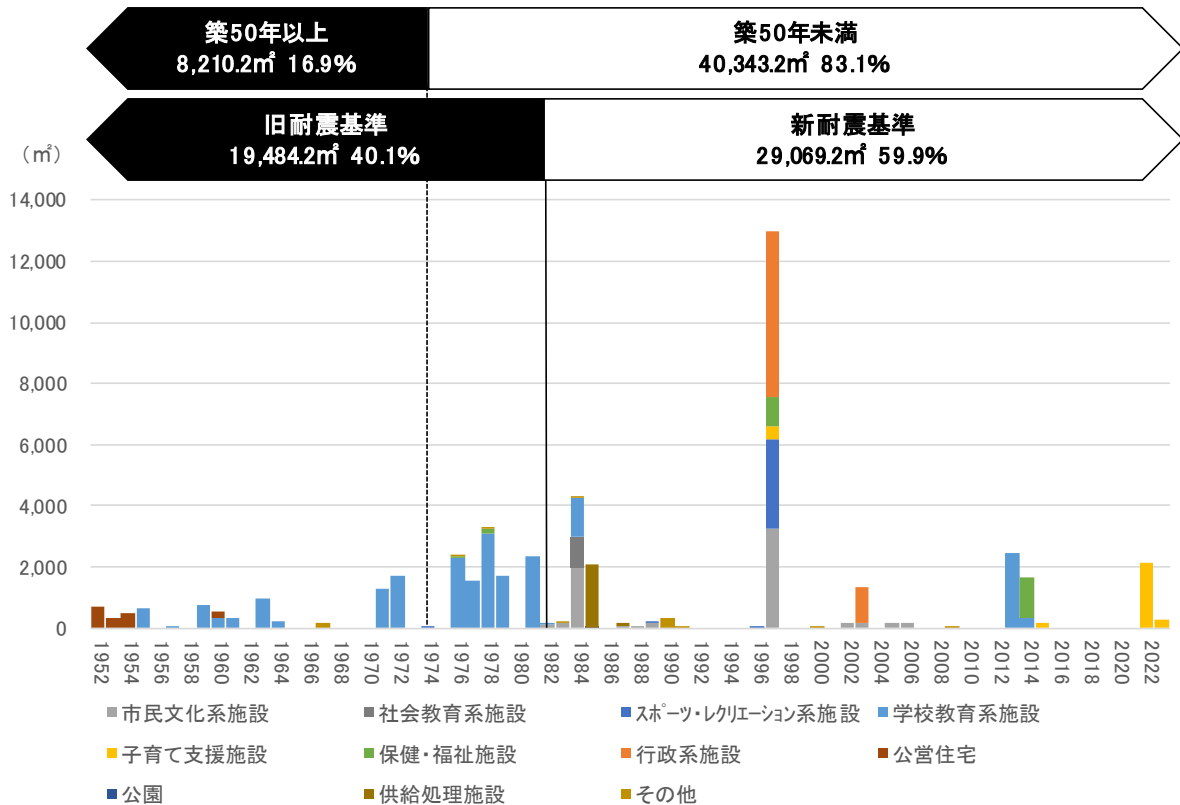
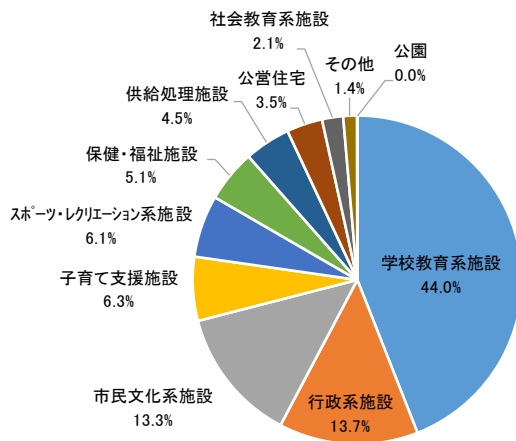


図 公共建築物の施設分類別延床面積割合



施設分類	延床面積(m ²)
学校教育系施設	21,385.5
行政系施設	6,644.7
市民文化系施設	6,434.4
子育て支援施設	3,051.4
スポーツ・レクリエーション系施設	2,965.7
保健・福祉施設	2,497.1
供給処理施設	2,191.9
公営住宅	1,708.7
社会教育系施設	1,005.0
その他	659.3
公園	9.9
合計	48,553.4

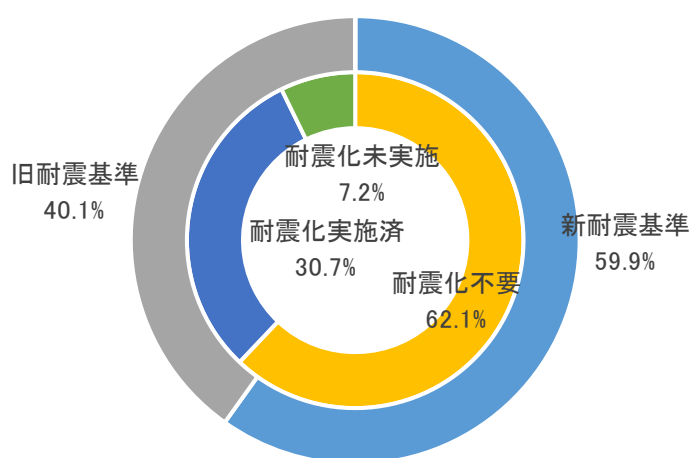
前回計画策定時(H29.3)の総延床面積は53,618.3 m² (5,064.9 m²削減)

※表示単位未満の端数の関係で、合計と一致しない場合があります。

(4) 公共建築物耐震化実施状況

公共建築物の耐震化の状況について、昭和57（1982）年以降着工の新耐震基準の公共建築物は、全体の59.9%、昭和56（1981）年以前着工の旧耐震基準の公共建築物は全体の40.1%となっています。昭和57（1982）年以降に建てられた公共建築物と、昭和56（1981）年以前の公共建築物のうち新耐震基準を満たしている耐震化不要の建築物は全体の62.0%となっています。旧耐震基準の公共建築物のうち耐震化実施済の公共建築物は全体の30.7%で、全体の7.2%が耐震化未実施となっています。

図 耐震化実施状況



(5) 公共建築物利用状況

過去3年間の施設の利用状況を見ると、ふれあいホール、文化会館、スポーツセンター、総合福祉センター、東忠岡老人いこいの家については、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、令和2（2020）年及び令和3年（2021）の利用状況が低くなっています。

市民文化系施設

施設名	2020		2021		2022		備考
	(利用者数)	(利用件数)	(利用者数)	(利用件数)	(利用者数)	(利用件数)	
ふれあいホール	—	33	—	46	—	83	
文化会館	5,005	665	4,245	673	5,793	482	講座・クラブ・一般の合計

スポーツ・レクリエーション系施設

施設名	2020 (利用者数)	2021 (利用者数)	2022 (利用者数)	備考
スポーツセンター	55,271	56,349	63,131	

施設名	2020 (利用件数)	2021 (利用件数)	2022 (利用件数)	備考
町民第2運動場	364	380	381	

学校教育系施設

施設名	2020		2021		2022		備考
	(児童・生徒数)	(学級数)	(児童・生徒数)	(学級数)	(児童・生徒数)	(学級数)	
忠岡小学校	254	14	261	15	260	16	12月1日時点、支援学級児童含む
東忠岡小学校	578	25	551	24	519	25	12月1日時点、支援学級児童含む
忠岡中学校	424	15	418	16	407	16	12月1日時点、支援学級児童含む

施設名	2020 (利用者数)	2021 (利用者数)	2022 (利用者数)	備考
適応指導教室	0	5	7	入室児童生徒数

子育て支援施設

施設名	2020		2021		2022		備考
	(定員)	(定員充足率)	(定員)	(定員充足率)	(定員)	(定員充足率)	
東忠岡保育所	150	93%	150	94%	150	98%	12月1日時点
東忠岡幼稚園	245	33%	245	27%	245	23%	12月1日時点

施設名	2020 (利用者数)	2021 (利用者数)	2022 (利用者数)	備考
児童館	9,146	7,591	9,481	
東忠岡小学校留守家庭児童学級	864	840	852	

保健・福祉施設

施設名	2020 (利用者数)	2021 (利用者数)	2022 (利用者数)	備考
総合福祉センター	5,913	7,673	15,727	
東忠岡老人いこいの家	2,473	2,093	3,750	

社会教育系施設

施設名	2020 (貸出件数)	2021 (貸出件数)	2022 (貸出件数)	備考
図書館	37,014	37,239	34,160	

公営住宅

施設名	2020		2021		2022		備考
	(総戸数)	(入居率)	(総戸数)	(入居率)	(総戸数)	(入居率)	
西団地	18	61%	18	61%	18	44%	
東団地	20	55%	20	50%	20	50%	
磯上団地	3	33%	3	33%	3	0%	
町営普通住宅	6	50%	6	50%	6	50%	
旧教員住宅/医師住宅	1	0%	1	0%	1	0%	

その他

施設名	2020 (利用件数)	2021 (利用件数)	2022 (利用件数)	備考
忠岡斎場	211	197	250	

4 インフラ資産の現状

(1) 道路の整備状況

本町が管理している一般道路の整備状況は、実延長合計53,316.2m、道路面積341,230.8㎡となっています。

表 一般道路の実延長と面積

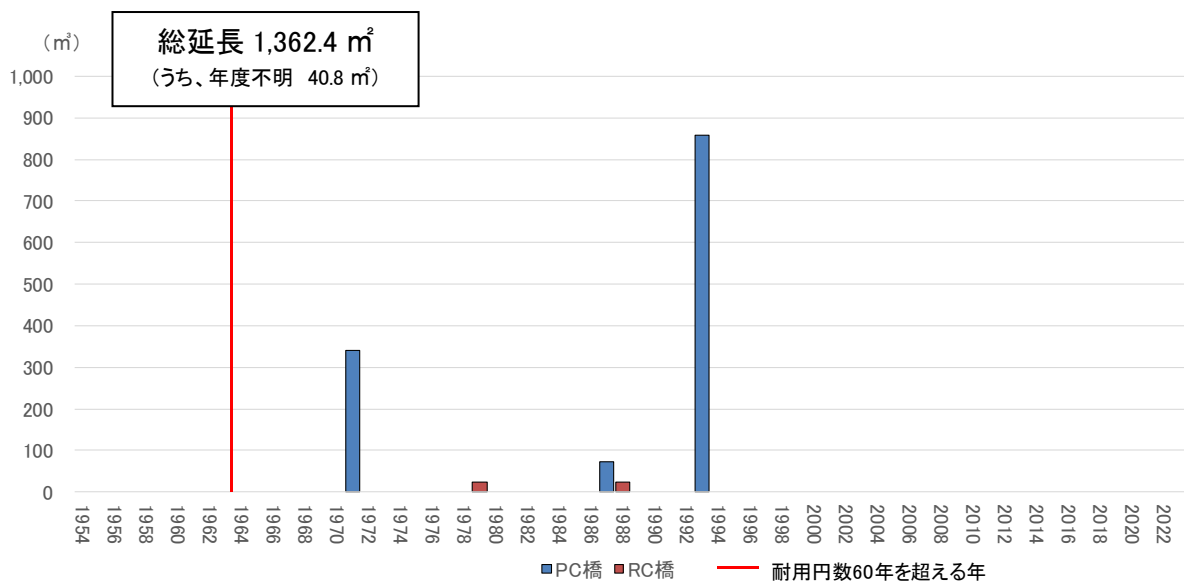
種別	実延長(m)	道路部面積(㎡)
一般道路	53,316.2	341,230.8

※道路には歩道を含みます。

(2) 橋りょうの整備状況

本町が管理している橋りょうの整備状況は、総面積が1,362.4㎡、整備数が10橋となっています。

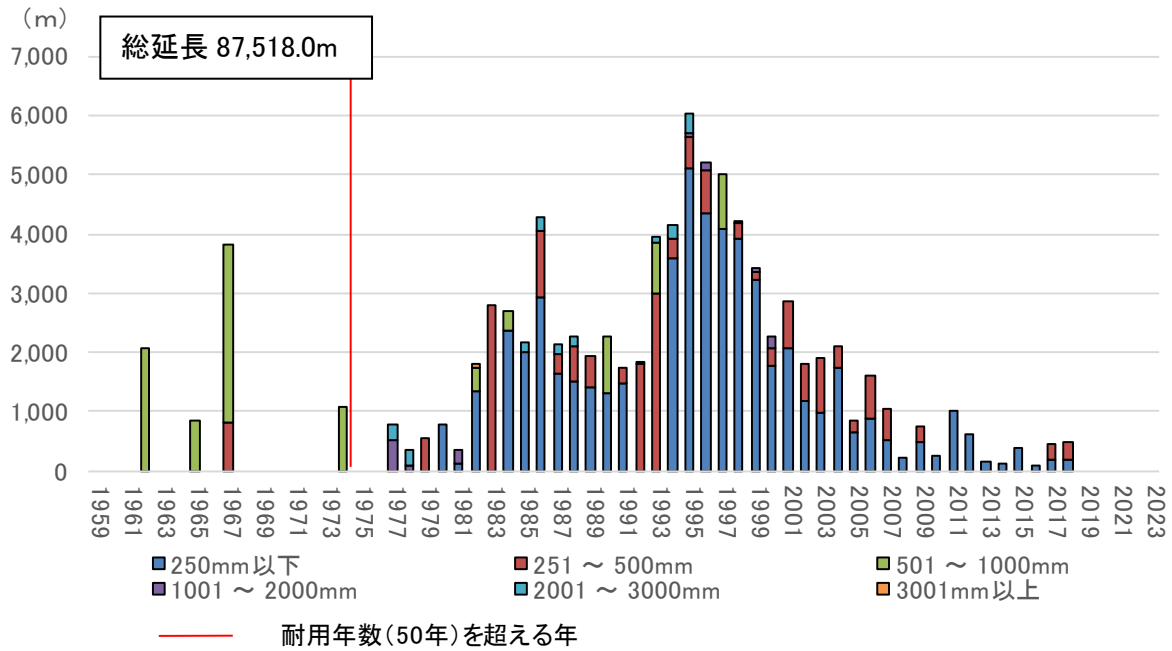
図 橋りょうの年度別整備面積



(3) 下水道の整備状況

本町では、昭和52（1977）年から下水道の整備が始まり、昭和50年代後半から継続的に整備が進められてきました。下水道管の総延長は87,518.0mとなっています。

図 下水道管の年度別整備延長



5 将来の更新費用等の見通し

(1) 公共建築物の将来の更新費用等の見通し

公共建築物の更新費用等について、耐用年数経過時に単純更新した場合（目標耐用年数60年と設定）、今後40年間に必要となる更新費用等の総額を建物の各部位・設備の現状の劣化状況や改修周期等を考慮して試算すると330.9億円となり、1年あたりに換算すると8.3億円となります。平成30（2018）年から令和4（2022）年の5年間ににおける建築物に係る投資的経費の年平均額である約4.7億円と比較すると、今後は年あたり約1.8倍の費用が必要になります。

一方で、大規模改修などの長寿命化対策を反映した場合（目標耐用年数を80年と設定）、今後40年間に必要となる更新費用等の総額を同様に試算すると257.7億円となり、1年あたりに換算すると6.4億円となります。平成30（2018）年から令和4（2022）年の5年間ににおける建築物に係る投資的経費の年平均額である約4.7億円と比較すると、今後は年あたり約1.4倍の費用が必要になり、対策後は40年間で73.2億円の縮減効果が見られます。

表 公共建築物の将来更新費用の試算設定

更新 (建替え)	更新年：建築年から以下の年数後に更新を行うものと設定 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合 60年 長寿命化対策を反映した場合 80年				
	単価：令和5年度新営予算単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に基づき、建物延べ面積当たりの標準予算単価をもとに設定。（標準予算単価に含まれない一部の部位・設備については、参考文献*を元に補正額として計上）				
改修	改修周期：各部位・設備の更新周期を15年～40年に設定				
	単価：上記と同様に設定				
更新及び 改修の単価 (試算結果の 平均)		施設を耐用年数経過時に 単純更新した場合 (万円/㎡)		長寿命化対策を反映した場合 (万円/㎡)	
		更新(建替え)	改修	更新(建替え)	改修
	市民文化系施設	47.8	29.9	47.8	41.5
	スポーツ・レクリエーション系施設	44.9	22.3	44.9	40.6
	学校教育系施設	43.0	24.8	43.0	16.0
	子育て支援施設	44.1	24.0	44.1	30.9
	保健・福祉施設	38.9	26.6	38.9	38.6
	行政系施設	47.7	31.9	47.7	41.9
	公営住宅	39.4	19.2	39.4	4.8
	公園	68.8	73.8	68.8	98.1
供給処理施設	47.7	32.7	47.7	41.9	
その他	52.9	46.7	52.9	61.7	

※建物の更新費用、各部位・設備の改修周期および単価の設定等について参考とした資料は以下のとおり。

- ・令和5年度新営予算単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ・平成31年版建築物のライフサイクルコスト第2版（財建築保全センター）
- ・建築物のライフサイクルコストマネジメント用データ集改訂版（（公社）ロングライフビル推進協会）

図 耐用年数経過時に単純更新した場合の公共建築物の将来更新費用

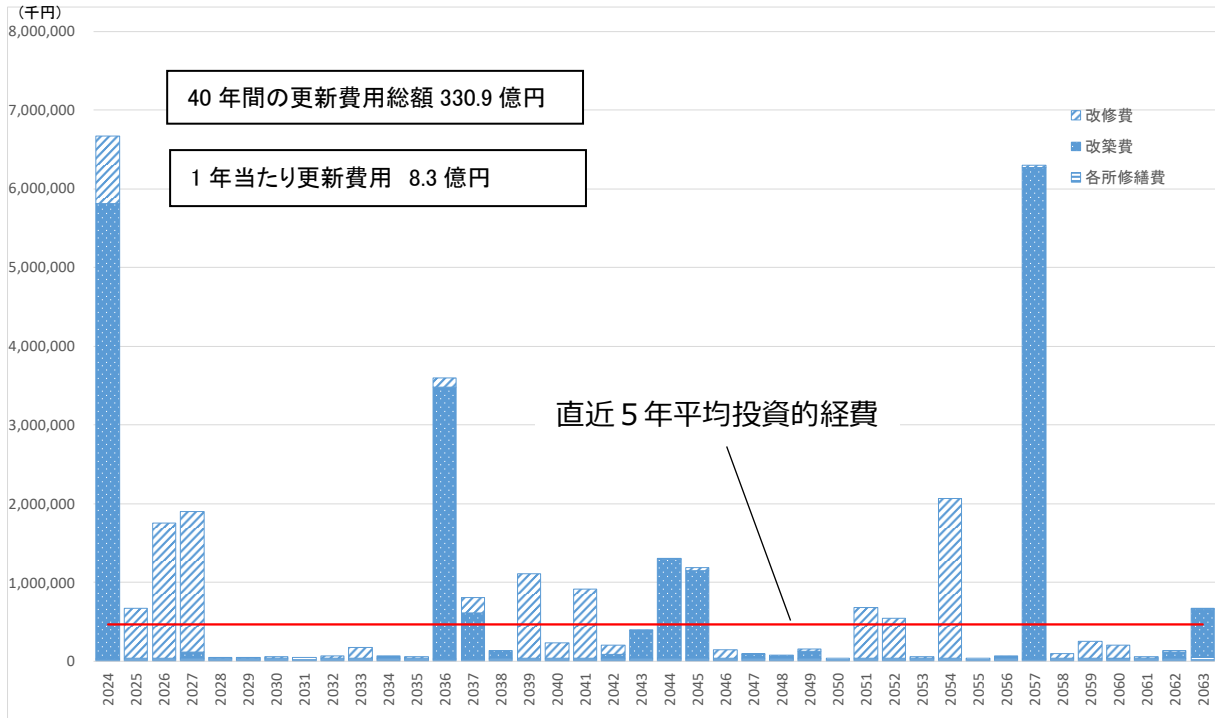
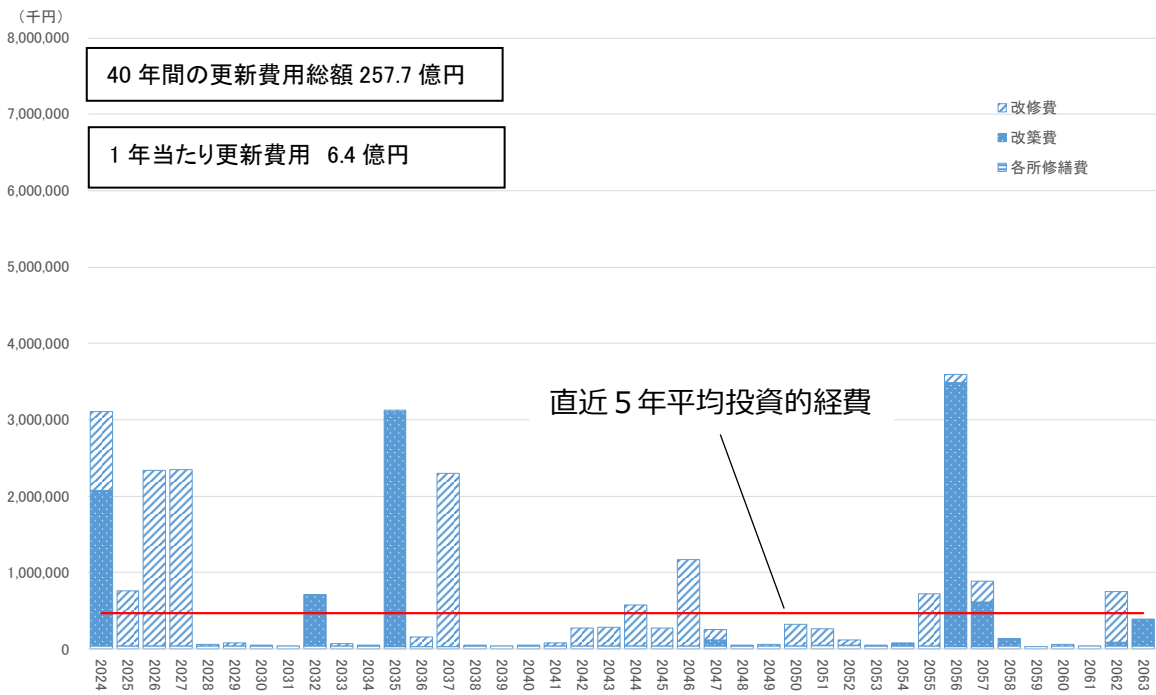


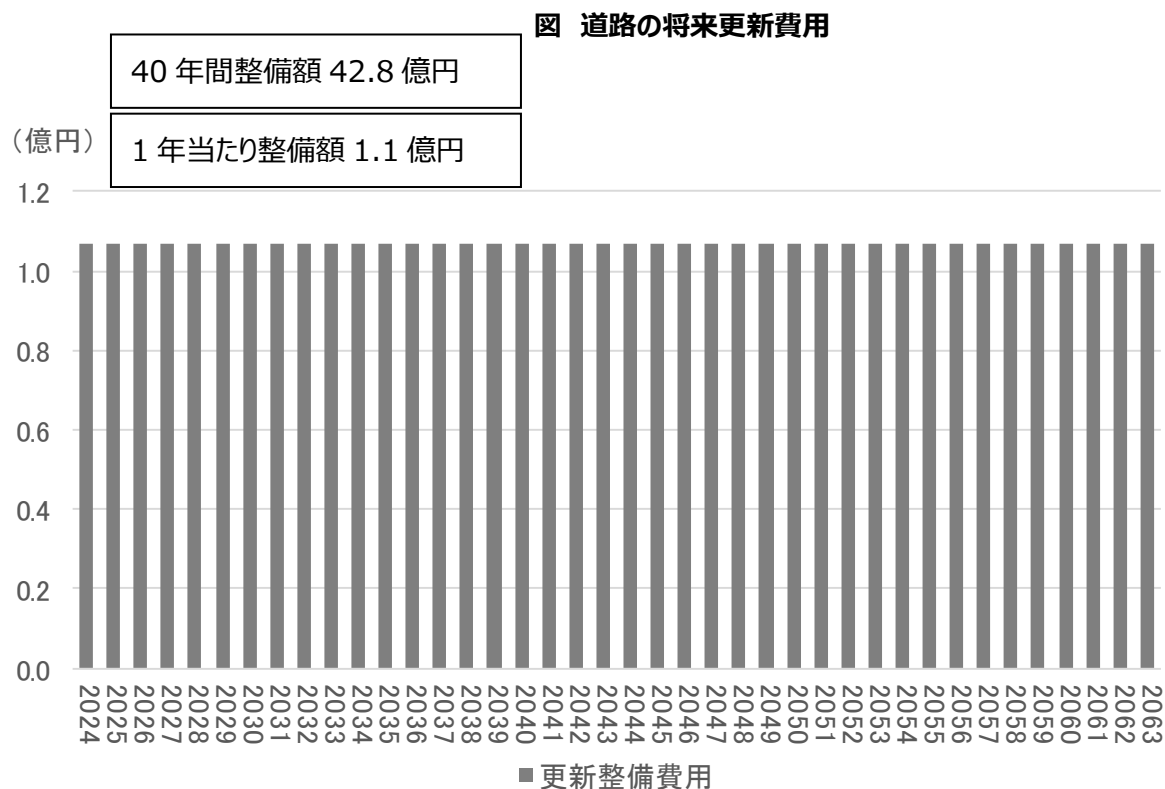
図 長寿命化対策を反映した場合の公共建築物の将来更新費用



(2) インフラ資産の将来の更新費用等の見通し

①道路

道路の更新整備費用について試算すると、今後40年間で必要となる更新整備費用総額は42.8億円となり、1年当たりに換算すると1.1億円となっています。一方、平成30(2018)年から令和4(2022)年の5年間における道路に係る投資的経費は、平均で約0.3億円でした。



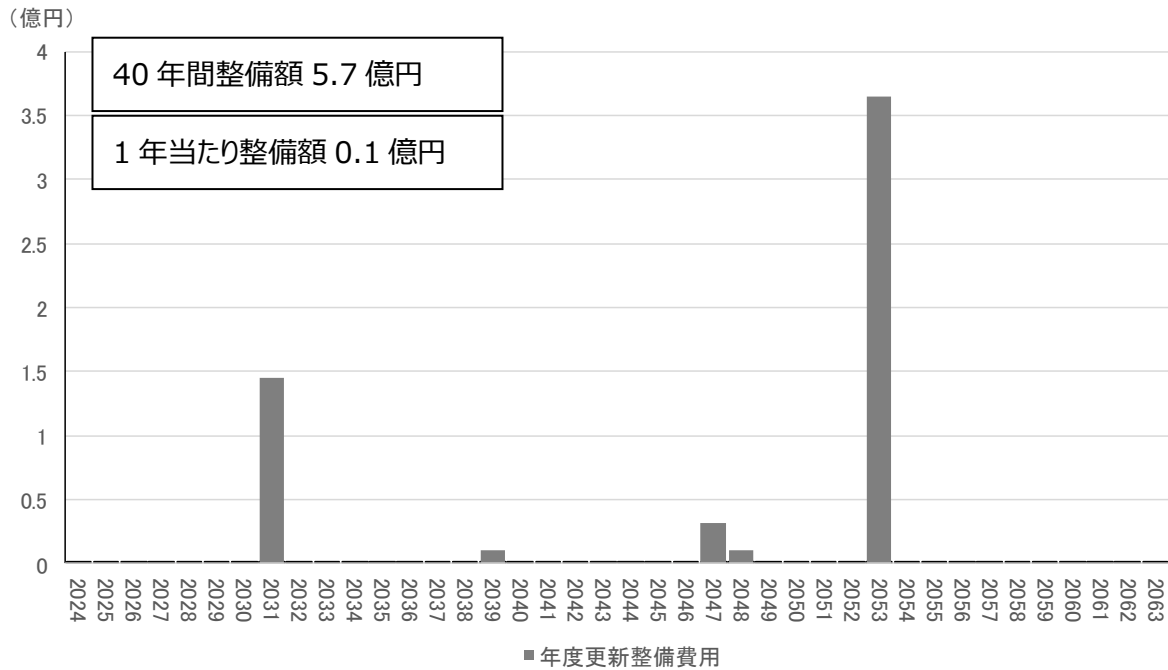
この更新費用等の算定条件は、総務省の算定基準によります。

更新年数：15年
更新数量：全整備面積を15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新
更新単価：4,700円/m ²

②橋りょう

橋りょうの整備費用を試算すると、今後40年間で必要となる更新費用は5.7億円となり、1年あたりに換算すると0.1億円となっています。

図 橋りょうの将来更新費用



この更新費用等の算定条件は、総務省の算定基準によります。

更新年数：60年

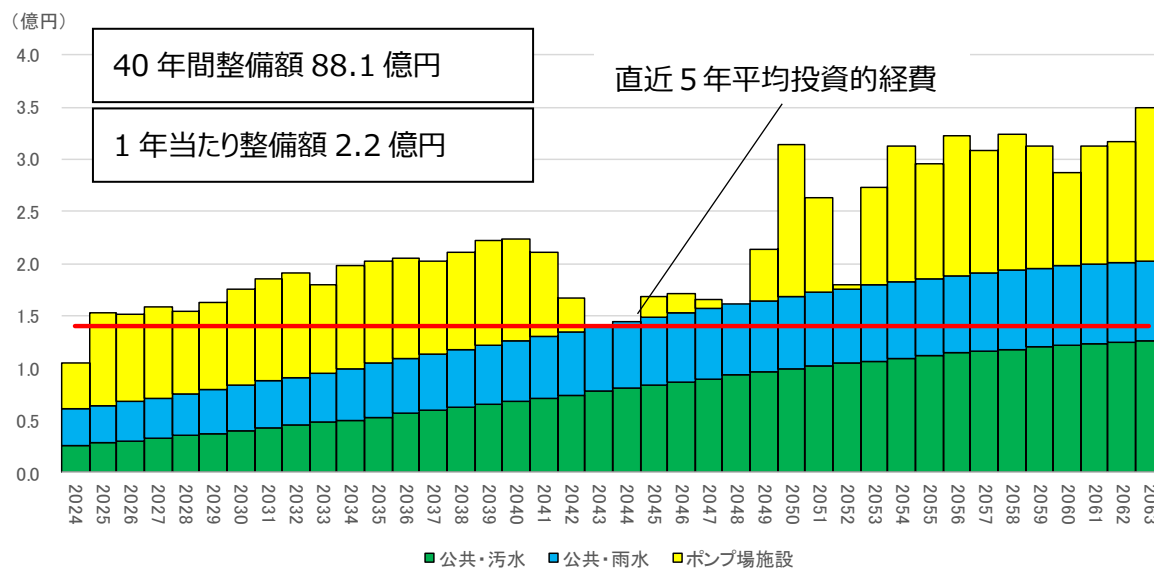
更新数量：整備した年度から60年を経た年度に更新

更新単価：RC橋、PC橋、石橋、木橋425千円/m²、銅橋500千円/m²

③下水道

下水道の更新費用を試算すると、今後40年間で必要となる更新費用は88.1億円となり、1年あたりに換算すると2.2億円となっています。平成30（2018）年から令和4（2022）年の5年間における下水道に係る投資的経費の年平均額が約1.4億円であったのと比較すると、今後は年あたり約1.6倍の費用が必要になります。

図 下水道の将来更新費用



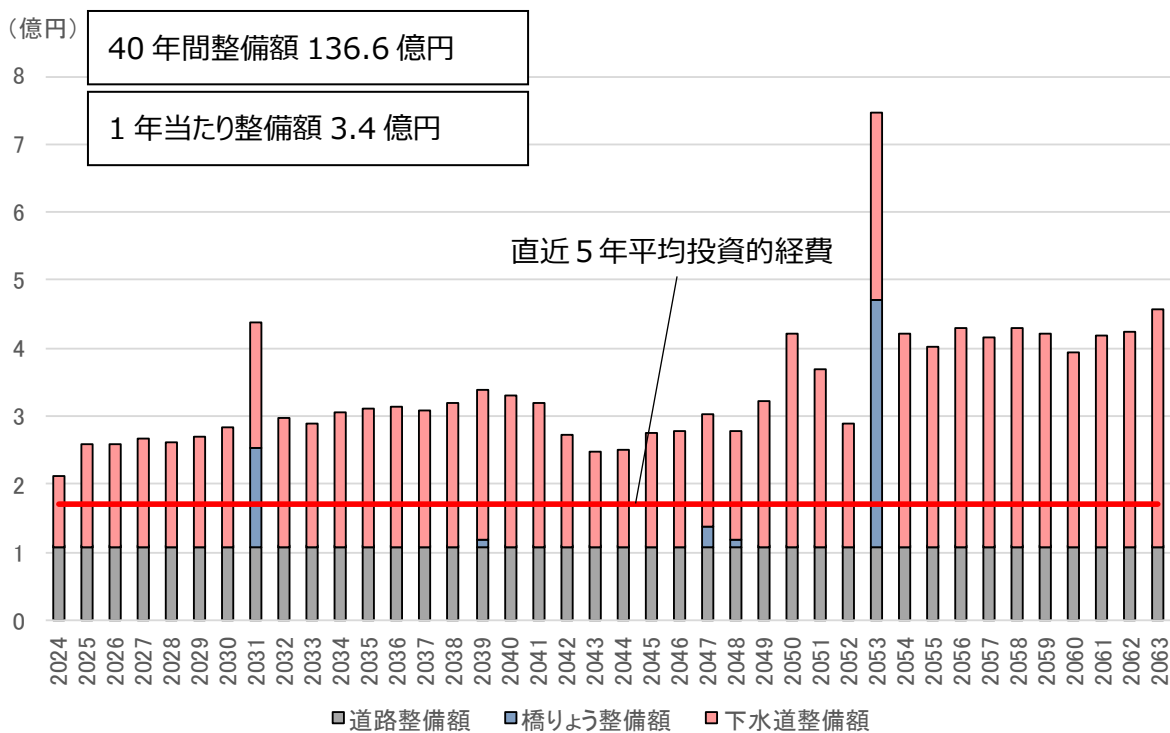
この更新費用等の算定は、「忠岡町下水道ストックマネジメント実施方針 令和2年2月」における「長期的な改築事業のシナリオ設定」による算出結果を採用しています。

④インフラ資産全体

インフラ資産全体の更新費用を推計すると、今後40年間で必要となる更新費用総額は136.6億円となり、1年当たりに換算すると3.4億円となっています。平成30

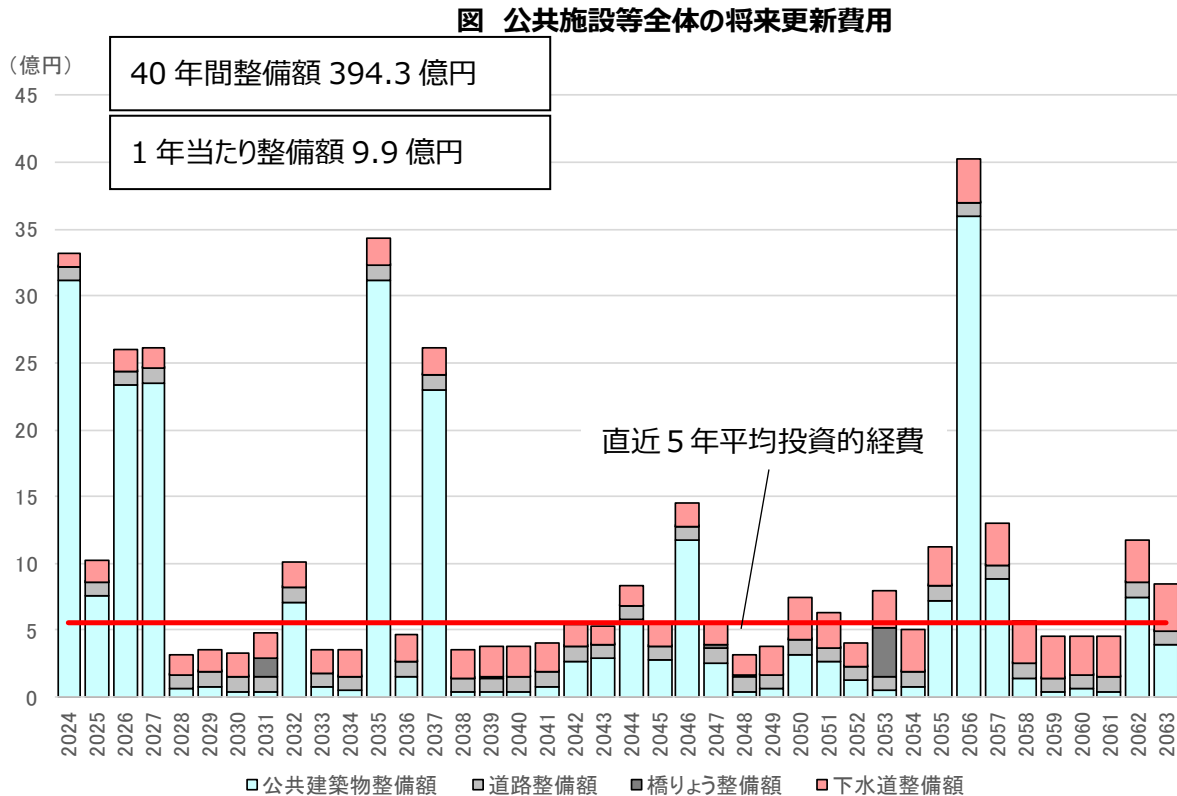
(2018)年から令和4(2022)年の5年間におけるインフラ資産に係る投資的経費の年平均額が約1.7億円であったのと比較すると、今後は年あたり約2倍の費用が必要になります。

図 インフラ資産全体の将来更新費用



(3) 公共施設等全体の将来の更新費用等の見通し

本町が現在保有している公共施設等を今後40年間維持するために必要な更新費用等の総額を総務省等の基準により試算すると394.3億円となり、1年当たりに換算すると9.9億円となります。平成30（2018）年から令和4（2022）年の5年間における投資的経費の合計が年平均約6.4億円であったのと比較すると、今後は約1.5倍の費用が必要になります。



※公共建築物整備額については、長寿命化対策を反映した場合の試算結果

(4) 充当可能な地方債・基金等の財源の見込み

公共施設等の維持管理・更新等に係る経費について、財政措置の高い地方債の活用を検討しますが、安易に地方債を活用すると将来負担が増えることから、過度の将来負担が生じることのないよう費用や負担の平準化に努めます。

また、ふるさと忠岡応援寄附金を原資に積み立てている公共施設等整備基金の活用も検討するなど、計画的な財源確保にも努めます。

III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1 公共施設等における課題

(1) 公共施設等へのニーズの変化

本町の人口は、昭和55（1980）年に一旦ピークを迎え、18,053人となり、その後、微増微減を繰り返しながらほぼ横ばいの状況となり、令和2（2020）年度の人口総数は16,567人となっています。今後は減少傾向となり、今以上に少子高齢化の進行が懸念されます。特に、令和47年度には65歳以上の老年人口が約37.0%になることが予測されているなど、高齢化の進行が顕著です。このような人口構造の大きな転換によって公共施設等への需要も変化すると考えられ、ニーズの変化に合わせ、公共施設等の適正量を検討する必要があります。

(2) 厳しさを増す財政的制約

今後は、生産年齢人口のさらなる減少が予想されることから、歳入面については、主な自主財源である町民税の増収は見込みにくい状況です。歳出面については、扶助費が年々増大しており、今後もこの傾向が継続すると考えられます。これらのことから、公共施設等の更新や維持管理等を行うための投資的経費の確保が難しくなると考えられます。

また、公共施設等への過去5カ年（平成30年～令和4年）の投資的経費が年平均約6.4億円であったのに対し、将来の更新費用等の見通しは年平均9.9億円となっており、現状のまま公共施設等を維持していくことは困難であると考えられます。

このような状況を踏まえ、将来的に増大する公共施設等の更新費用等について財源の確保を検討するとともに、維持管理費用や更新費用等の縮減を検討する必要があります。

(3) 公共施設等の全体的な老朽化

本町の保有する公共建築物は、築30年以上経過した施設が約55.6%、築50年以上が経過したものが約16.9%を占めており、設備の老朽化が進み、早急な維持補修や大規模改修が必要な施設が存在しています。

公共施設等の全体的な老朽化に伴い、改修費用等の増大が見込まれるため、必要な公共施設等を維持管理していくために必要な財源を確保していくことが求められます。

(4) 公共施設等の更新時期の集中

公共施設等全体の更新費用の見通しでは、令和17（2035）年代後半からの約10年間に更新の時期が集中しています。財源の確保に制約がある中、必要な公共施設等の適切な更新を行うため、中長期的な視点から、公共施設等全体の更新費用等の平準化や縮減を図ることが必要です。

2 公共施設等の今後の取り組み目標

(1) 基本方針

これまで本町では、人口増加や多様化するニーズへ対応した行政サービスの充実を図るために公共施設等の整備を進めてきました。しかしながら、今後施設における老朽化が進行していくことから、安全に利用し続けるための大規模改修や更新が必要となり、それに要する費用は今後40年間で約394.3億円、年平均9.9億円と試算されます。当然、公共施設等を維持していくことは町財政に大きな負担をかけることとなり、財政状況や人口減少、少子高齢化の進展を踏まえると、全ての施設を安全な状態で保有し続けることは現実的には困難と考えられます。

このような状況の中、健全で持続可能な行政運営を行うため、また、将来世代に過度な負担を残さないためにも、以下の基本方針に基づき、社会情勢や町民ニーズの変化を的確に捉え、適正な公共施設の規模や機能の見直しを進め、維持管理等にかかる費用を縮減するとともに、行政サービスの維持・向上に努めてまいります。

基本方針①施設保有量の適正化

町内の公共建築物は築30年以上が経過したものが約55.6%、築50年以上が経過したものが約16.9%を占めており、老朽化が進行しています。公共建築物の老朽化に伴い、大規模改修や更新費用等の財政負担が増大することから、必要な機能を確保しつつ、以下の観点から施設保有量の適正化を検討します。

- ・少子高齢化の進行による公共建築物の利用需要の変化や財政状況を鑑み、公共建築物の統廃合等を検討します。
- ・公共建築物の更新時には、利用実績や今後の利用見通し、費用対効果等を踏まえ、複合化・集約化や施設規模の縮小を検討します。
- ・行政サービス水準を維持する上で廃止できない施設については、周辺の公共建築物の立地状況を踏まえた機能の複合化・集約化を検討します。
- ・既存施設の有効活用等を十分検討し、公共建築物の新規整備の抑制を行います。

インフラ資産については、町民の生活基盤、産業基盤となることから、当面は現状の保有量を維持しつつ、適正な維持管理を図ります。

基本方針②財政負担の軽減・平準化

今後の生産年齢人口の減少に伴い、一般財源の減少が予想されることに加え、扶助費等の増大傾向が今後も続くと考えられ、本町は厳しい財政状況にあります。公共施設等の整備に要する財源の確保に努めるとともに、国や府の補助制度等を活用し、本町の財政負担の軽減を図ります。

また、維持管理費を縮減するために、民間企業等との連携や、役場と住民との協働が重要になってきます。これまでも、集会所、総合福祉センター及び東忠岡老人いこいの家について指定管理者制度を用い、クリーンセンターについては民間の力を活用しながら運営しておりましたが、令和6（2024）年4月以降は公共と民間が連携してごみ処理事業を行う公民連携方式を進めます。さらにシビックセンター、消防本部、文化会館・図書館においてE S C O事業を推進し、空調設備の更新費用負担を軽減する取り組みを進めています。今後も、民間の技術やノウハウを活用するため、指定管理者制度による施設の管理運営などのP P Pの活用及び町民等との協働を検討し、公共施設等の運営に係る費用の縮減を図ります。

加えて、公共建築物の老朽化による劣化や損傷、雨漏り等の問題が発生している施設については、必要性や緊急性を十分見極めた上で、確実に維持補修できるよう、修繕費用等の確保を図る必要があります。将来の公共施設等の更新費用等の試算結果を見ると、令和17（2035）年後半からの約10年間に更新の時期が集中しているなど、更新費用等の発生に偏りが生じるものと推測されていることから、中長期的な視点で計画的に維持補修や更新を行うことで、公共施設等に係る費用の確保及び平準化を図ります。

基本方針③安全性の確保

公共建築物では、築30年以上が経過したものが約55.6%、築50年以上が経過したものが約16.9%を占め老朽化が進んでおり、早急な維持補修や大規模な改修が必要な施設が存在しています。また、公共建築物全体の7.2%が耐震化未実施となっており、この中には適応指導教室や全ての公営住宅が含まれます。これらの公共建築物について、現在の利用状況や今後の利用ニーズを鑑み、廃止・除却を進め、安全性の確保に努めます。また、今後も利用する公共建築物については、耐震化を推進し、点検・診断等を進め安全性の確保を図ります。点検・診断等を進めることにより新たに危険施設や箇所が発見された場合には、改修の優先順位を定め、計画的な改修を行い安全性の確保に努めます。

インフラ資産については、既に策定済みの橋りょう、下水道の長寿命化計画、今後新たに策定するその他のインフラ資産の長寿命化計画等に沿い、計画的な修繕を行い、安全性の確保に努めます。

(2) 数値目標

【公共建築物】

今後40年間、現状の公共建築物の総量を維持した場合、長寿命化対策を反映しても、年平均約6.4億円の更新費用等がかかります。平成30（2018）年から令和4（2022）年の5カ年における建築物に係る投資的経費の年平均額である約4.7億円を今後も確保するものとして、投資的経費の不足額は1.7億円／年(26.6%)となります。

表 公共建築物の年平均更新費用等

	公共建築物の更新費用等
今後40年間の投資的経費(年平均)	6.4億円
過去5カ年の投資的経費(年平均)	4.7億円
投資的経費の不足額(年平均)	1.7億円(26.6%)

計画期間内である30年後（令和35年）までに更新する建築物について、更新時^{*}に延床面積を投資的経費の不足分（26.6%）に合わせて削減した場合、削減する延べ床面積は2,183.9㎡（現状の延床面積の4.5%）となります。

表 30年後の公共建築物の総延床面積

	30年後の公共建築物の総延床面積
現状の延床面積	48,553.4㎡
30年後までに更新する延床面積 (築50年以上の延床面積)	8,210.2㎡
投資的経費の不足分に合わせて 延床面積を削減する場合	46,369.5㎡
削減量	2,183.9㎡(4.5%)

これより、以下の目標を設定します。

◆数値目標

30年後（令和35年）までに、公共建築物の延床面積を4.5%、2,183.9㎡削減します

※改修等の維持管理費の財産負担軽減のため、更新時を待たず、早期に削減することが望ましい。

【インフラ資産】

インフラ資産については一度整備した施設を廃止し総量を削減する方針は現実的ではありません。したがって、今後はこれまで整備したインフラ資産を計画的に修繕・更新することを重視し、各施設の長寿命化計画等に基づいた維持管理コストの削減を目標とします。

3 公共施設等の管理に関する実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の点検・診断においては、各施設の管理状況や設備の経過年数等を踏まえ、施設管理者による日常点検等により劣化状況の把握に努めます。また、日常点検等の結果を集約し、維持管理・修繕・更新等老朽化対策への活用を図ります。

インフラ資産についても同様に、日常的な巡視やパトロール、定期点検による現状把握を行い、利用者の安全確保に努めます。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

日常点検等の結果を集約し、関係部署でその情報を共有しながら全庁統一的な目線で施設の重要度や劣化状況に応じて優先順位をつけ、計画的な修繕及び更新を行います。また、中長期的な視点で計画的に維持保全を行うため、各施設の個別施設計画などに基づいた適正な維持管理に取り組みます。大規模改修・更新の実施にあたっては、施設の老朽度や安全性を踏まえ、実施時期を調整することで、年度ごとの支出の平準化を図ります。

インフラ資産については、既に策定済みの橋りょう、下水道の長寿命化計画、今後新たに策定するその他のインフラ資産の長寿命化計画等に沿い、計画的な老朽化対策を図ることで、財政負担の軽減を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

点検や診断等により緊急度の高い危険性が認められた公共施設等については、利用者の安全確保を第一とし、立入禁止や利用停止等の措置を講じた上で、速やかに改修工事等を実施し、安全確保を図ります。また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、計画的に除却を進めていきます。

(4) 耐震化及び長寿命化の実施方針

本町では、昭和56（1981）年以前の旧耐震基準で整備された公共建築物も多数あることから、維持すべき公共建築物より順次、耐震化を図り、災害時の安全性の確保に努めます。

既に策定済みの橋りょう、下水道の長寿命化計画については、本計画の方針と整合を図りながら長寿命化を進めていきます。また、今後新たに策定する、その他の施設の長寿命化計画についても同様に整合を図っていくこととします。

長寿命化が可能な公共施設等は予防保全型の維持管理を推進し、今後の改修・更新費用の平準化を目指します。

(5) 統合や廃止の推進方針

現在の施設の利用状況や施設周辺の今後の人口予測、また、類似施設の配置状況等を基に、施設の優先順位や必要性を見直し、統廃合を進めます。特に、大規模修繕や更新時期を迎えた施設については優先的に統合・廃止の検討を実施します。

(6) ユニバーサルデザイン化の実施方針

公共施設等の改修、更新等を行う際には、高齢者、障がい者、子育て家庭をはじめとした、誰もが安全に、安心して、外出・移動ができるよう、ユニバーサルデザイン化を図ることで機能性の向上に努めます。

(7) 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）では、地方公共団体の基本的役割として「地域の自然的社会的条件に応じた施策の推進」が掲げられており、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減等のための総合的・計画的な施策を推進することとしています。

このため、「第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画（令和5年度～令和12年度）」に基づきCO₂の削減を目指して、庁舎や公共施設からの温室効果ガスの削減に効果的な設備機器の運転制御や運用改善等のエコチューニングを実施していきます。その一環として、令和5（2023）年度に民間事業者の知識・ノウハウを活かしたESCO事業を活用し、熱源機器や空調機器の更新、照明機器のLED化などの省エネルギー改修を実施していますが、今後も引き続き、施設の改修・更新等を行う際には、省エネルギー技術や環境配慮型の設備機器等を積極的に導入し、公共施設等の脱炭素化に率先して取り組みます。

(8) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用

人口減少・少子高齢化の進展など、自治体をめぐる環境が大きく変化する中で地方公会計制度改革との連携を通じて、適切な公共施設マネジメントを実現し、また有形固定資産減価償却率から老朽化状況を予測することで、持続可能な行政運営の推進に努めます。

(9) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

これまで公共施設等の統廃合や集約化を進めてきましたが、少子高齢化の進行などによる利用需要の変化が想定されます。

今後、既存施設の用途廃止や統廃合等により行政目的を有しなくなった財産が生じた場合は、利用実績や費用対効果を踏まえ、民間等への譲渡や売却などを検討し、保有量と維持管理費の削減に努めつつ、新たな財源の確保に取り組みます。

(10) 広域連携

町民の生活圏や経済圏は町を越えて広がっており、公共建築物の運営を行う上でも近隣自治体との連携が求められています。これまでも、泉北地域4市1町（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）での図書館の相互利用を行うなど近隣自治体との連携を進めてきましたが、今後も、泉北地域など近隣自治体との公共建築物の相互利用や共同運用を推進し、適切な施設配置を検討することで、施設保有量の適正化を図ります。

(11) 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携

本町が策定している各種計画の中には、施設整備に関する事項も含まれているため、本計画との整合性を図ります。

表 本計画と関連がある主な計画

計画名	関連する内容
忠岡町人口ビジョン	人口の推移と見通し
第6次忠岡町総合計画	維持管理・修繕・更新等の実施方針
第6次忠岡町総合計画 忠岡町耐震改修促進計画 忠岡町業務継続計画(BCP) 忠岡町地域防災計画 忠岡町国土強靱化地域計画 忠岡町津波避難計画 忠岡町災害時避難行動要支援者支援プラン全体計画	耐震化及び長寿命化の実施方針 安全確保の実施方針
忠岡町立地適正化計画	統合や廃止の推進方針
第4次忠岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画 忠岡町 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 第4次忠岡町障がい者計画	ユニバーサルデザイン化の実施方針
第5次忠岡町地球温暖化対策実行計画	脱炭素化の推進方針
公共施設個別施設計画 忠岡町みどりの基本計画	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 (公共建築物)
忠岡町公共下水道整備計画 忠岡町下水道ストックマネジメント計画 忠岡町橋梁長寿命化修繕計画 忠岡町みどりの基本計画	施設類型ごとの管理に関する基本的な方針(インフラ資産)

4 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

(1) 全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

財政担当課、企画担当課及び管財担当課が施設所管部局への情報収集や調整を行いながら、全庁が連携して公共施設等のマネジメントを実施できる体制を構築します。公共施設等についてのマネジメントを着実に推進していくため、施設の利用・運営・コスト情報を正確に把握し、費用対効果や将来的な更新費用などを適切に分析していく必要があります。そのため、公共施設等に関する現状や点検・修繕などの情報を把握します。また、定期的に更新・反映するため、施設管理者による日常点検の結果を全庁的に共有し、将来的な施設の一元的・総合的な維持管理に取り組んでいきます。

(2) フォローアップの実施方針

公共施設等総合管理計画策定後のフォローアップとして、必要に応じ庁内検討会議を開催し、計画の進捗状況の確認と検証、各施設の利用状況や現状についての情報共有を行い、社会情勢の変化を踏まえ、計画のローリングを図っていくものとします。

IV. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物

(1) 市民文化系施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
集会施設	ふれあいホール	忠岡東1丁目 34-1	3,260.2	H9	RS 造	-	直営
	北区集会所	忠岡南3丁目 15-84	161.5	H15	SRC 造	-	指定管理
	高月北集会所	高月北2丁目 14-28	93.5	S57	S 造	-	指定管理
	青空集会所	忠岡東3丁目 18-11	152.1	H17	S 造	-	指定管理
	馬瀬集会所	北出2丁目 1-21	71.4	S62	S 造	-	指定管理
	北出2丁目集会所	北出2丁目 9-38	67.5	S63	W 造	-	指定管理
	東区会館	忠岡中1丁目 26-1	175.1	H1	RC 造	-	指定管理
	南区集会所	忠岡中1丁目 13-5	161.3	H14	S 造	-	指定管理
	西区集会所	忠岡中2丁目 22-17	157.3	H18	S 造	-	指定管理
	高月コミュニティ・センター	高月南3丁目 3-5	178.8	S58	RC 造	-	指定管理
文化施設	文化会館	忠岡南1丁目 18-17	1,955.6	S59	RC 造	-	直営
合計			6,434.3				

延床面積は全ての棟の合算です。建築年、構造、耐震補強、運営方法については、施設のうち一番大きな面積の棟のものを記載しています。

【現況】

- ・ 市民文化系施設は11施設あり、総延床面積は6,434.3㎡です。
- ・ 築30年以上経過している施設は6施設あります。
- ・ 各集会所および高月コミュニティ・センターは指定管理者制度による運営となっています。
- ・ 新浜集会所は、建築後45年以上経過しており老朽化が著しいことや活用していないことから除却します。

【管理に関する基本方針】

- ・ 老朽化が進み更新時期を迎える施設については、利用状況や今後の利用見通しを鑑み、統廃合や他の施設との複合化を検討します。
- ・ 利用を続ける施設については、計画的な維持補修を行い、安全性の確保に努めるとともに、改修費用等の縮減を図ります。
- ・ 直営で運営している施設については、住民の利便性の向上をはかりながら、施設の目的が達成できるよう管理運営の効率化を検討し、経費削減に努めます。
- ・ 各集会所及び高月コミュニティ・センターに関しては、引き続き民間活力を利用し運営を行い、運営費用等の縮減を図ります。

(2) 社会教育系施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
図書館	図書館	忠岡南1丁目 18-17	1,005.0	S59	RC造	-	直営
合計			1,005.0				

【現況】

- ・社会教育系施設は1施設であり、総延床面積は1,005.0㎡です。
- ・泉北地域4市1町（堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町）での図書館の相互利用を行い、近隣自治体との連携を図っています。

【管理に関する基本方針】

- ・今後も、泉北地域など近隣自治体との公共建築物の相互利用を推進するなど、図書館の利用促進を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
スポーツ施設	スポーツセンター	忠岡東 1 丁目 34-1	2,890.0	H9	RS 造	-	指定管理
	町民第 2 運動場	新浜 2 丁目 5-52	49.7	S49	CB 造	不要	直営
	新浜テニスコート クラブハウス	新浜 2 丁目 5-4	26.0	H8	S 造	-	直営
合計			2,965.7				

延床面積は全ての棟の合算です。建築年、構造、耐震補強、運営方法については、施設のうち一番大きな面積の棟のものを記載しています。

【現況】

- ・スポーツ・レクリエーション系施設は 3 施設あり、総延床面積は2,965.7㎡です。
- ・スポーツセンターに関しては、指定管理者制度による運営となっています。
- ・町民運動場にある公共建築物「体育用具等格納庫」「便所」の 2 棟は令和 5 年に解体しました。
- ・町民第 2 運動場にある公共建築物は「便所」「審判室」の 2 棟です。

【管理に関する基本方針】

- ・計画的な維持補修を行い、安全性の確保に努めるとともに、改修費用等の縮減を図ります。
- ・利用状況等を踏まえ、管理運営の効率化を検討し、経費削減に努めます。
- ・スポーツセンターについては、引き続き民間活力を利用し、施設の有効活用や管理運営に関わる費用の縮減等を図ります。

(4) 学校教育系施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
学校	忠岡小学校	忠岡南1丁目 12-30	5,329.0	S53	RC造	実施済	直営
	東忠岡小学校	馬瀬2丁目 17-1	7,250.0	H25	RC造	-	直営
	忠岡中学校	忠岡東1丁目 17-5	7,440.0	S47	RC造	実施済	直営
	適応指導教室	忠岡南1丁目 12-44	1,366.5	S52	RC造	未実施	直営
合計			21,385.5				

延床面積は全ての棟の合算です。建築年、構造、耐震補強、運営方法については、施設のうち一番大きな面積の棟のものを記載しています。

【現況】

- ・学校教育系施設は4施設あり、総延床面積は21,385.5㎡です。
- ・適応指導教室は耐震化未実施となっています。
- ・平成25年に新築された東忠岡小学校の「新館」以外の小中学校校舎は全て築30年以上となっており、老朽化が進み、修繕や改修が必要な設備が多数存在しています。

【管理に関する基本方針】

- ・老朽化が進んでいる建築物については、点検・診断を行い、改修の優先順位をつけ、計画的に修繕を行うことで安全性の確保に努めるとともに改修費用等の縮減を図ります。

(5) 子育て支援施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
幼稚園・ 保育園・ こども園	東忠岡こども園	馬瀬2丁目 17-2	2,275.1	R4	S造	-	直営
幼児・ 児童施設	地域子育て支援センター ひだまり	馬瀬2丁目 16-19	139.6	R5	S造	-	直営
	児童館	忠岡東1丁目 34-1	452.4	H9	RS造	-	直営
	東忠岡小学校留守家庭 児童学級	馬瀬2丁目 17-1	184.3	H27	S造	-	直営
合計			3,051.4				

延床面積は全ての棟の合算です。建築年、構造、耐震補強、運営方法については、施設のうち一番大きな面積の棟のものを記載しています。

【現況】

- ・子育て支援施設は4施設あり、総延床面積は3,051.4㎡です。
- ・4施設とも直営管理を行っています。

【管理に関する基本方針】

- ・老朽化が進んでいる施設については、劣化状況に応じて優先順位をつけ、計画的な修繕及び更新を行い、安全性の確保に努めるとともに修繕や更新に係る費用の縮減及び平準化を図ります。

(6) 保健・福祉施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
保健施設	保健センター	忠岡東1丁目 34-1	951.9	H9	S造	-	直営
高齢福祉 施設	総合福祉センター	忠岡南1丁目 9-15	1,360.4	H26	S造	-	指定管理
	東忠岡老人いこいの家	北出2丁目 1-21	184.8	S53	S造	未実施	指定管理
合計			2,497.1				

延床面積は全ての棟の合算です。建築年、構造、耐震補強、運営方法については、施設のうち一番大きな面積の棟のものを記載しています。

【現況】

- ・保健・福祉施設は3施設あり、総延床面積は2,497.1㎡です。
- ・東忠岡老人いこいの家は耐震化未実施となっています。
- ・総合福祉センター、東忠岡老人いこいの家は、指定管理者制度による運営となっています。
- ・東忠岡老人いこいの家は、築45年経過しており、老朽化が進んでいます。

【管理に関する基本方針】

- ・総合福祉センター、東忠岡老人いこいの家は、引き続き民間活力を利用し、運営を行い、運営コストの縮減を図ります。
- ・東忠岡老人いこいの家については、利用の状況に応じて廃止を含めて検討します。

(7) 行政系施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
庁舎等	シビックセンター(庁舎)	忠岡東1丁目 34-1	5,441.1	H9	S造	-	直営
消防施設	消防本部	忠岡北1丁目 1-23	1,203.6	H15	S造	-	直営
合計			6,644.7				

【現況】

- ・行政系施設は2施設あり、総延床面積は6,644.7㎡です。
- ・シビックセンターは築26年経過し、雨漏り等の問題が発生しています。

【管理に関する基本方針】

- ・今後老朽化が進むことから、計画的な維持補修を行い、改修費用等の削減に努めます。
- ・シビックセンターにおいては複数箇所での漏水が確認されているため、詳細な原因調査や将来の見通し、庁舎管理に関する課題や目標を設定し、施設の長寿命化に向けた取り組みを行います。
- ・シビックセンターについては、他の行政サービス機能の動向を踏まえ、さらなる複合化等を検討し、公共施設としての品質向上や住民対応の効率化を図れるよう、随時レイアウトや装飾等の見直しを行い、庁舎の構造に囚われないよう取り組みを行います。

(8) 公営住宅

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
公営住宅	西団地	忠岡東2丁目 13-7 外	720.0	S27	W造	未実施	直営
	東団地	忠岡東2丁目 1-11 外	696.1	S29	W造	未実施	直営
	磯上団地	岸和田市磯上町 4丁目 20-11 外	84.3	S28	W造	未実施	直営
	町営普通住宅	忠岡南1丁目 9-5 外	208.3	S35	W造	未実施	直営
合計			1,708.7				

延床面積は全ての棟の合算です。建築年、構造、耐震補強、運営方法については、施設のうち一番大きな面積の棟のものを記載しています。

【現況】

- ・公営住宅は4施設あり、総延床面積は1,708.7㎡です。
- ・全ての公営住宅が耐震化未実施となっています。
- ・全ての公営住宅が築60年以上経過し老朽化が進んでいるため、色々な問題が発生しています。

【管理に関する基本方針】

- ・全ての公営住宅について、老朽化が進み更新時期を迎えていることから、入居者の安心・安全を第一に、今後のあり方について、廃止や除却を含め実状に応じた方策を模索・検討します。

(9) 公園

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (m ²)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
公園	緑水園	忠岡東2丁目 366-1	9.9	S60	S造	-	直営
合計			9.9				

【現況】

- ・公園に係る公共建築物は緑水園の「便所」の1施設であり、総延床面積は9.9m²です。
- ・築40年近く経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・直営管理による運営となっています。

【管理に関する基本方針】

- ・老朽化が進んでいることから、計画的な維持補修を行い、改修費用等の縮減を図ります。
- ・その他の公園施設についても、定期点検による現状把握を行った上で計画的な修繕を行い、施設の安全性の確保と機能の維持を図ります。

(10) 供給処理施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
供給処理施設	クリーンセンター	新浜2丁目 5-46	2,191.9	S60	RC造	-	包括委託
合計			2,191.9				

延床面積は全ての棟の合算です。建築年、構造、耐震補強、運営方法については、施設のうち一番大きな面積の棟のものを記載しています。

【現況】

- ・供給処理施設は1施設あり、総延床面積は2,191.9㎡です。
- ・クリーンセンターは築30年以上経過しており、老朽化が進んでいます。
- ・クリーンセンターは包括委託による運営を行っています。
- ・し尿処理場の運転管理について業務委託を行っていましたが、平成28年6月より当該業務を泉北環境施設整備組合へ委託したことから、施設を閉鎖し、令和5年に解体しています。

【管理に関する基本方針】

- ・クリーンセンターについては、令和6（2024）年4月以降は公共と民間が連携してごみ処理事業を行う公民連携方式を進めます。また、現施設については、公民連携事業において除却します。

(11) その他

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
その他	忠岡斎場	忠岡南2丁目 17-33	367.7	H2	RC造	-	直営
	浜霊園	忠岡南3丁目 1563-6-24	21.5	S53	CB造	未実施	直営
	忠岡駅前公衆便所	忠岡東1丁目 128-4	7.5	S59	CB造	-	直営
	高月地区公衆便所	高月南3丁目 310-4	14.0	H12	RC造	-	直営
	町民いこいの広場 公衆便所	忠岡中3丁目 997-1	13.5	H21	RC造	-	直営
	旧教員住宅/医師住宅	岸和田市磯上町 4丁目 347-1	59.6	S51	W造	未実施	直営
	旧ポンプ場	忠岡北3丁目 1559-1 外	175.5	S42	RC造	未実施	直営
合計			659.3				

延床面積は全ての棟の合算です。建築年、構造、耐震補強、運営方法については、施設のうち一番大きな面積の棟のものを記載しています。

【現況】

- ・その他施設は7施設あり、総延床面積は659.3㎡です。
- ・築30年以上経過している施設は5施設あります。
- ・浜霊園、旧教員住宅/医師住宅、旧ポンプ場は耐震化未実施となっています。
- ・忠岡斎場の火葬場の運転管理について業務委託を行っています。

【管理に関する基本方針】

- ・現在の利用状況や今後の利用見通し等を鑑み、集約及び廃止を検討します。
- ・存続する施設については、老朽化が進んでいる施設も多いことから、適切な維持管理や計画的な点検補修を行い、改修費用等の削減を図るとともに安全性の確保に努めます。
- ・普通財産については、今後の状況を踏まえ、売却や除却を含めた検討を行います。
- ・旧教員住宅/医師住宅については、利用の状況に応じて廃止を含めて検討します。
- ・旧ポンプ場については、利用の状況に応じて、移転を含めた検討を行います。なお、移転した場合は、現施設は除却します。

2 インフラ資産

(1) 下水道施設

■ 対象施設

中分類	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	建築年	構造	耐震補強	運営方法
下水道施設	公共下水道/ 忠岡雨水ポンプ場	新浜1丁目 9-1	1,695.5	S57	RC造	実施済	直営
	公共下水道/ 馬瀬排水機場	馬瀬3丁目 397-3	3.3	S63	S造	-	直営
合計			1,698.8				

種別	総延長(m)
下水道管	87,518.0

【現況】

- ・下水道施設は2施設あり、総延床面積は1,698.8㎡です。
- ・両施設とも、耐震化実施済か新耐震基準となっています。
- ・忠岡雨水ポンプ場の運転管理は民間に委託、改築・更新および修繕は直轄で行っています。
- ・馬瀬排水機場は直轄で管理を行っています。
- ・下水道管は総延長87,518.0mで、概ね耐用年数（50年）以下となっています。

【管理に関する基本方針】

- ・「忠岡町下水道ストックマネジメント計画」に基づき、長期的な視点で下水道施設全体（管渠、ポンプ場など）の老朽化状況を考慮し、点検・調査、修繕・改築を実施することで、施設管理の最適化を図ります。
- ・施設管理の最適化を計画的に進めることで、下水道施設のライフサイクルコストの低減化を図り、安心・安全で良質な下水道サービスを持続的に提供します。
- ・防災・減災の観点から、雨水関連事業への重要度が増しており、内水被害の軽減を図るため、既設水路を含む管渠施設の集中点検による現状把握を行った上で、排水機能を確保するための維持管理及び改修を行います。

(2) 道路

■ 対象施設

種別	実延長(m)	道路部面積(m ²)
一般道路	53,316.2	341,230.8

※道路には歩道を含みます。

【現況】

- ・道路の整備状況は、実延長合計53,316.2m、道路面積341,230.8m²となっています。
- ・道路舗装の劣化が発生しています。

【管理に関する基本方針】

- ・これまでの事後対応からの転換を図るため、集中点検による現状把握を行った上で、計画的な予防保全型の施設管理を実施し、道路利用者の快適性や安全性の向上に努めます。
- ・計画的な予防保全型の施設管理を進めることで、ライフサイクルコストの最適化及び維持管理・更新費用の平準化を図ります。

(3) 橋りょう

■ 対象施設

種別	総面積(m ²)	数量
橋りょう	1,362.4	10

【現況】

- ・橋りょうは10橋、総面積は1,362.4m²となっています。

【管理に関する基本方針】

- ・「忠岡町橋梁長寿命修繕計画」に基づき計画的な定期点検を行うとともに、予防保全型の効率的・効果的な修繕を実施することで、地域の道路網の安全性・信頼性の確保に努めます。
- ・計画的な予防保全型の施設管理を進めることで、ライフサイクルコストの最適化及び維持管理・更新費用の平準化を図ります。